

# 保育所最低基準の研究

——2才児を中心とした保育の組の大きさの問題——

労働科学研究所  
第二心理学研究室  
大須賀哲夫子  
鈴木光

1 問題と方法

保育所最低基準の問題に問題して、保母一人当たりの受もちら児童数は何人までが限界であるかを、昨年度は主として年長児(4・5才児)を中心と後討してきた。

今年度はこれにひきつづき、主として乳幼児を中心と検討することとなつたが、現在の保育の実状からして、2才児を中心にしほらざるをななかつた。乳児保育の必要は最近増大していくけれども、実際に乳児を保育する園はいにつけ少く、仮にあつても数人を、而も0才・1才・2才児と一緒にして保育しているのが現状だからである。

私もが昨年度とほぼ同様の方法で、乳幼児に関する保母一人当たりの受もちら児童の問題を実験的にとりあげようとした時、まず最初の困難は、以上の点であった。調査のための被実験者集団がすくないのである。第二の困難は、仮に一定数の乳幼児がいたとしても、私どもの希望する実験的条件をつくり出すことの困難であつた。部屋や設備、時間や人手の点から、調査を受けられていたいた園で

は調査のためのしわよせが、結局保母さんたちに御面倒をかける始末になつてしまつた。

第三の困難は保母の人手不足や病気欠勤などのために、調査が不可能だつたり中断されることであつた。

とともにかくにも以上の困難をおして都内の三保育所で調査が行われたが、調査を行えたといふこと自体は、園長はじめ保母さんたる心からの協力によるものであつたが、同時にまた、それだけ高い水準の保育所だとも云えるわけである。限られた時間と費用とを以てする今回の調査では、止むをえなかつたのである。したがつて調査の結果も、そのような施設の条件を前提として生れてきている点は、最初におことわりしておきたいと思う。事実、部屋のゆとりがなかつたり、保母の病気のために調査不能の園もあつたのである。

次に調査の行われた三保育所について、それそれの概況をしるすと以下の通りである。

私立R保育園  
敷地 378.13坪 建坪 129.05坪

規 模	木造平家建	保育室 6	調理室 1	自営業22名 人夫5名 無職6名
構 造	箱型室 1	事務室 1	神職 2名 その他8名	
遊戯室	1			都立工保園
				敷地 334.82坪

職員構成	保母 10名	炊事係 2名	建坪 50.75坪
事務員	2名		
定員	160名		
在籍児	160名		
年長児51名 年中児64名 年少児20名			
乳児25名			
指置費負担状況	全額免除 27名	職員構成 園長 1 保母 4 次席准役 1	
一部負担 94名	定員 在籍児 90名	保育室 4 開教室 1 腹理室 1	
金額徴収 39名	年長児32名 年中児20名 年少児26名	ホール 1 小便室 1	
	乳児12名		

家族状況	外勤95名 多数家庭10名 その他3名	自営業9名 内職36名 病弱出産7名	指置費負担状況 全額負担23名
人所理由	外勤95名 多数家庭10名 その他3名	一部負担59名	
私立K保育園		全額徴収 8名	

家庭状況	外勤56名 内職22名	自営業4名 接觸出席18名
入所理由	外勤56名 内職22名	
公務員15名 会社14名 工員18名		
内職5名 自営業(含外交)10名		
人夫(日雇)17名 無職(含失職)11名		
職員構成	園長 1 保母 4 保健婦 1	裏 竊 情 傷 件
定員	用務員 1	
在籍児	医務室 1 医務室 1	
	集金室 1	
職員構成	園長 1 保母 4 保健婦 1	昨年度に質問紙でしらべた保母の受も立ち見
定員	用務員 1	数と情意不安との関係では、4才未満のば
在籍児	95名 89名	いい第1表の結果がみられている。
		第1表 愛も立ち見と保母の情意不安指數
家庭状況	年長児46名 年中児20名 年少児11名	受も立ち見 (4才未満受も立ち見の場合)
入所理由	乳児12名	~14名 15~19名 20~24名 25名~
公務員9名 会社員21名 工員9名	指置費負担状況 全額免除17名	情意不安 127 126 172 217
	一部負担52名	
	全額徴収30名	

つまり受も立ち見が20名をこえると保母の情意不安はいちじるしく高まり、精神衛生上ましましくない状態に陥っていくのである。このことは保母のみならず、児童の保健上にも悪影響をもたらすものと考えられるので、2、

3才児のばあい保母の変りもちは20人未満でなければならぬとして、次のように組の人数を変化させることにした。  
2才児（単独保育）……7人、10人、13人  
2才児（二名の保母による共同保育）  
……10人、15人、20人、25人、30人  
参考までに3才児についても単独保育（8人、13人、18人）と共同保育（15人、25人、35人）について行う予定であったが、種々の事情のため一系列表もてしか行えなかつた。

尤も上記の組編成に際しても、被験児童数の少いことからくる制約があり、2才児クラスで10人以上を求めることが困難なほもあり、年令構成は第2表のように多少のズレをもつようになつた。その際には当該年令児をもつて保育所に提出された。

第2表 実験実施日及びグループ構成年令

保育所名	サイズ	月	日	年 Range	令	Md
R保育所	7	11.	18	2:3—3:1	2:9	
	10	11.	25	2:4—2:8	2:5	
	13	11.	28	2:3—2:8	2:5	
K保育所	7	11.	28	2:3—3:1	2:6	
	10	11.	25	2:3—3:1	2:6	
	13	11.	18	2:4—2:8	2:6	
T保育所	7	1.	16	2:4—2:11	2:9	
	10	1.	18	2:0—3:9	2:9	
	13	1.	20	2:0—3:10	2:9	
R保育所	7	2.	21	2:1—3:5	3:1	
	10	2.	23	2:1—3:8	3:1	
	13	2.	25	2:7—4:1	3:5	
R保育所	8	3	12.5	3:4—3:10	3:10	
	13	3	12.2	"	3:9	
	13	11.	30	"	3:9	
R保育所	8	11.	30	不詳	略々	
	13	12.2	"	上に	同じ	
	18	12.5	"			

運があるが、同一の保育所では各組を通じて同一内容になるようにした。

以上の保育について、お集りから食事終了までを観察し、児童と保母について次の項目の生活規則を記録していった。

- 児童の保育場面ないし課題からの逸脱的行為。これを次の三段階にわけて記録する。
- 第1段階…例えば「よそみ」などのようだに他人に沿んど影響しない程度のものに沿んだ影響がある。
- 第2段階…「隣りの子の背中をつく」など、他の児童に多少の影響を与える程度のもの

第3段階…「けんかを始める」などのように、他人に重大な影響を及ぼすもの

- 児童からの保母にたいする呼びかけ質問。

保母については、

- 児童の集団全体にたいする指導
  - 個々の児童への働きかけ（積極的指導）
  - 個々の児童からの呼びかけにたいして行われる受身の指導（消極的指導）
- の三項目で、とくに2と3については更に、実地に手とり足をとつての実地指導と、言語のみによる指導と、言語を伴つた実地指導との三つに分けて観察記録した。

その他の点では昨年度とはほぼ同様である。なお以上のほかに、児童の製作成績に関する資料と、保母の心的機能の変動に関する資料がえられた。

## 2 結 果

### 1 保育時間について

各保育所ごとに一定の日課が定められ、各組は何れもほぼ同様にその日課を行つたのであるから、保育時間は全体としては大差ないはずである。観察された課目についての所要時間はおおむね90～100分内外であった。こ

保育所名	年令	性別	年令	性別	年令	性別		
共同保育	2才児	男	2才児	女	2才児	男		
R保育所	15	12.14	2:3—3:1	2:6	15	12.14	2:3—3:1	2:6
K保育所	20	12.16	2:3—3:4	2:6	25	12.19	2:3—3:4	2:5
T保育所	30	12.21	不詳	不詳	35	12.12	2:6—4:0	0

第3表 保母の年令及び経験  
単独保育

保育所	年令	性別	年令	性別	年令	性別
共同保育	2才児	男	2才児	女	2才児	男
R保育所	27才	無	23才	無	20才	有
K保育所	(独立)	0~8"	(独立)	0~8"	(独立)	8~0"
T保育所	(〃)	32才	(〃)	21才	0~3才	無

保育所	年令	性別	年令	性別	年令	性別
共同保育	27才	無	27才	無	27才	無
R保育所	(途中交替)	19才	(途中交替)	19才	(途中交替)	19才
K保育所	(〃)	20才	(〃)	19才	(〃)	19才
T保育所	(〃)	20才	(〃)	20才	(〃)	20才

保育所名	年令	性別	年令	性別	年令	性別
共同保育	2才児	男	2才児	女	2才児	男
R保育所	2才児	男	2才児	女	2才児	男
K保育所	2才児	男	2才児	女	2才児	男
T保育所	2才児	男	2才児	女	2才児	男

## 2. 児童の逸脱傾向

になつてゐる。ただし組の児童数も二倍になつてゐるので、むしろ逸脱数を二分の一(つまり保母一人当りの処理すべき逸脱数)として、単独保育のばあいと比較してみた。

保育所別または保育課題別に若干の相異はあるが、全体としては第1図のような関係になる。

単独保育では、組の人数の増大につれて逸脱数もほぼ直線的に増大し、しかも人数の倍加の割合よりも逸脱数の増大の方が大きい。この傾向は三保育所ともおおむね同様であつて、今10人組の逸脱数を仮に100とすれば、7人組では40~60、13人組では120~180程度の逸脱がみられ両者は正比例の関係にある。

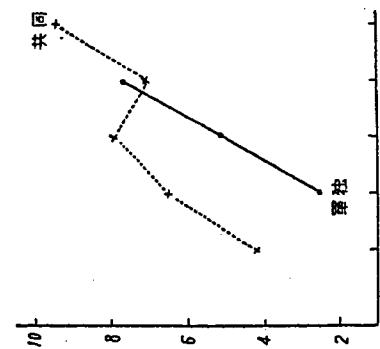
これに対して二名の保母の共同保育では、第5表にみられるように、一般に児童の逸脱数が減少する傾向である。

第5表 児童の逸脱

逸脱	組の人数	1		2		3		計		合計	
		サイズ	準	保	計	津	保	計	津	保	計
単独保育	2	7	1.0	1.5	1.4	0.9	1.0	1.0	0.2	0.1	2.5
	10	1.4	2.7	2.3	0.8	3.0	1.7	1.0	0.9	1.1	5.1
	13	4.1	3.9	3.8	2.4	2.3	2.3	2.7	1.0	1.6	7.7
共同保育	3	8	0.3	1.4	1.0	2.5	1.2	1.6	4.4	1.1	4.6
	13	1.8	3.3	2.1	2.7	2.4	4.9	3.8	5.9	3.3	10.8
	18	3.1	2.1	2.4	4.1	5.5	5.1	2.6	3.7	3.4	10.9
保育	2	10	1.2	3.8	3.0	1.2	2.3	2.0	4.5	3.0	8.4
	15	4.3	5.8	5.1	5.6	5.1	5.6	4.7	3.4	4.5	13.0
	20	4.3	6.6	6.2	6.2	5.3	6.2	5.5	6.3	6.6	15.9
共通保育	25	9.4	4.7	6.2	5.2	5.3	5.3	5.5	6.0	7.8	4.6
	30	0.4	7.4	4.3	5.5	5.5	6.3	6.0	7.8	9.9	19.0
	35	15	0.6	3.1	1.8	0.3	4.8	2.5	0	3.9	2.7
	25	4.7	4.6	4.6	6.4	4.8	4.8	5.5	4.3	5.9	15.4
	35	8.1	10.0	9.1	13.4	11.6	12.1	11.9	16.7	15.4	36.6

である。組の人数が10人から三倍の30人數に増えても、逸脱の方は二倍強にすぎない。そこで単位時間(100分)における児童一人当たりの逸脱数を見てみると、第6表のようになる。

第1図 保育の逸脱回数



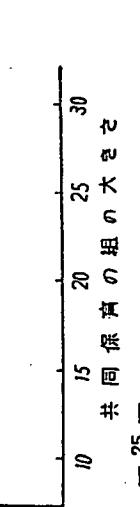
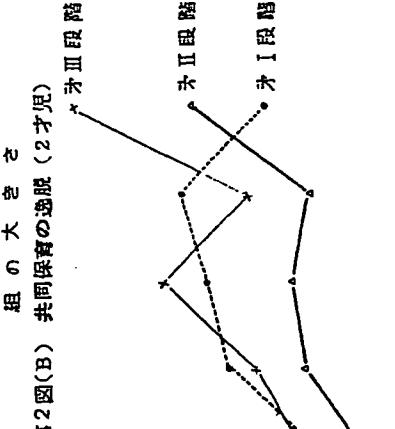
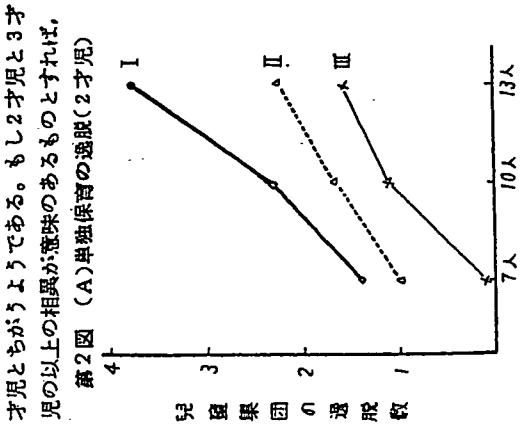
である。組の人数が10人から三倍の30人數に増えても、逸脱の方は二倍強にすぎない。そこで単位時間(100分)における児童一人当たりの逸脱数を見てみると、第6表のようになる。

第7表 児童一人当たりの逸脱数(3才児)

組の人数	単独	共同
8人	5.8	8.3
13人	5.8	6.1
15人	5.8	6.1
18人	5.8	6.1
25人	5.8	6.1
35人	5.8	6.1

共同保育で15人組から30人へかけて、一人当たりの逸脱量は増加しているので、この点2才児とちがうようである。もし2才児と3才児の以上の相異が意味のあるものとすれば、

第2図 (A) 単独保育の逸脱(2才児)



第1図にみられる通り、共同保育のばあいも組の人数の増加につれて逸脱数もほど増加する傾向はある。ただその増加率が多大なるほど、低下していく傾向もあるようである。

児童の発達段階と集団活動の相異といつても、それを考へることができる。私どもの觀察所見では、2才児の発育は一人の發言につられて横脚的・類同的にされるのが多いが、3才になると各自の自発性にもとづいた多様な發言内容を示すし、逸脱のしきたりにしても2才児では集団から外れる形での個別的なものが多いが、3才児になると集団のなかで相互に影響を及ぼし合うような形で、場合によつては保育を一時中断しなければならないほど入ががあるて取止められた次第である。

3才児ではいわば集団としての分化とメンバー間の相互交渉とが活路であるに比べて、

2才児では集団としてはまとまりがなく未分化・一様的である。このようない年令発達にもとづく集団形成力ないし集団活動の相異が、組の人數と逸脱頻度との関係の上にもちがつた形を呈してくるものと思われる。しかしこの点は実験組数が少ないので今後の基礎的な研究に俟たねばならない。

以上は逸脱の量的な面から組の人数をみたものであつたが、次には逸脱の内容的な面から見るために、I、II、III、IVの段階別の頻度をみると第2図A、Bの通りになる。

ここでも単独保育(A図)と共同保育(B図)では傾向が可成り違い、単独保育ではA図の通り、組の人数とともに各段階の逸脱ともおおむね平行して増大し、何れの組でも第一段階(軽度の逸脱)が第II、第III(著しい極度の逸脱)を上まわつている。いわば人數の増加につれて、逸脱は量的に増大していくがそこに質的な変化を認めがたい。

個別・全体指導ともに組の人数によるちがいは、そう大きくなれないけれども、(個別指導) / (全体指導) の比の値は人數の増大とともに若干低下する傾向はある。これは昨年度の年長児のばあいにも見られた傾向で、人數が多くなると指導の力点が画別的から全体的指導に移行していくことの一つの現われだと考えられた。

ところが共同保育になると第9表のように(個別指導) / (全体指導) の比の値は、10人組から70人組へかけて一旦低下し、20人から30人へかけては逆に増大していくのである。

### 3. 保母の指導の変化

以上児童の逸脱の面から、組の大きさと保育形態との関係をみてきたが、昨年度の年長児の場合ほど一義的な結果を認めえなかいようである。以下には保母の指導の変化についてみることにする。

保母の指導総数を「全体指導」と「個別指導」とに大別して、3保育所の平均を示すと第8表のようになる。何れも単位時間であります。

一般に指導数が少いが、これは後に述べるよに冒頭の指導が少いためである。全体指導も極めて少く、殆んど個別指導が主になつてゐる。

第8表 保母の全体指導と個別指導  
(単独保育)

組の人数	7人	10人	13人
個別指導	24	27	23
全体指導	1.5	1.9	2.1
個別 / 全体	16.0	14.2	10.9

3才児ではいわば集団としての分化とメンバー間の相互交渉とが活路であるに比べて、2才児では集団としてはまとまりがなく未分化・一様的である。このようない年令発達にもとづく集団形成力ないし集団活動の相異が、組の人數と逸脱頻度との関係の上にもちがつた形を呈してくるものと思われる。しかしこの点は実験組数が少ないので今後の基礎的な研究に俟たねばならない。

以上は逸脱の量的な面から組の人数をみたものであつたが、次には逸脱の内容的な面から見るために、I、II、III、IVの段階別の頻度をみると第2図A、Bの通りになる。

ここでも単独保育(A図)と共同保育(B図)では傾向が可成り違い、単独保育ではA図の通り、組の人数とともに各段階の逸脱ともおおむね平行して増大し、何れの組でも第一段階(軽度の逸脱)が第II、第III(著しい極度の逸脱)を上まわつしている。いわば人數の増加につれて、逸脱は量的に増大していくがそこには質的な変化を認めがたい。

ところが共同保育(B図)では第Iと第II段階の逸脱はつれに第II段階の逸脱を上まわつてゐる。中等度の逸脱が比較的少く、第III段階の逸脱が比較的多いので、ここにも単独保育と共同保育の相異をみることができる。しかも共同保育のはあい、30人組になると第一段階の逸脱がへつて第III段階の逸脱が増大し

みられない。そのため先にみたように、この年令では全体指導が比較的困難であり、原則として個別指導を主とせざるをえない。したがつて保母の指導形態はどうであつうと、指導の絶対数が児童数の増大に及ばないといふこと自体、既に一つの問題となりうるおけでつれて逸脱はより多く増大するが、指導数の増加は微々たるものであり、既に10人から13人組へかけて減少の兆しあげられるようである。これらの結果が、例えいわゆる「問題児」を保育から外さざるをえないといつたことにもなつてくる。

個別指導の内容にしても年長児と2才児とでは可成りちがいがある。年長児では言語による規制がかなり効果をもち、したがつて個別指導のなかでも、言語指導が圧倒的に多い(約85%)。この点、2才児では言語指導は原則として実地指導を中心とせざるをしない(個別指導中の実地指導は約65%)。しかも前述の世話をなど、かなり時間と手数のかかる実地指導が多く、中食休憩(生理学的には普通1時間が必要とされている)さえ満足にとられていよいよであった。

そこで個別・全体指導の回数をみてみると10人組から25人組までは指導数は増加していくのに、30人組では却つて減少している。2才児のように個別指導が主体となる集団で、指導の絶対数が低下するということは既に一つの問題である。さきにみた逸脱の内容が25人から30人組へかけて質的に悪化したことこのことと関連があろう。

したがつて、保母の指導の面からみても、

2才児の共同保育の限界は30人未満25人前後

ということにならう。

ただここで考えておきたいことは、2才児

の発達段階についてである。この貿易では、

身体的にも精神的にも急速に進歩していく

その個人差も大きく、且つ年長児にみられた

ようなまとまりのある集団ないし集団活動が

あるが、しかし、呼びかけに対して保母の応答

第9表 共同保育の個別指導と全体指導

組の人数	10人	15人	20人	25人	30人
個別指導	21.4	23.8	28.4	31.0	25.3
全体指導	0.9	1.2	1.6	1.6	1.2
個別 / 全体	23.8	19.8	17.8	19.4	21.1

した比率は、7人・10人組で65・62%であり13人組では49%に低下する。つまり13人組になると積極的指導における割合は相対的に低下していくようである。への応答の半分は無視されてしまっているのである。

第10表 保母の個別指導

(単独保育)					
組の人数	7人	10人	13人		
積極的指導	18.3	21.0	22.3		
消極的指導	5.7	5.3	3.7		
積極 / 消極	3.24	3.93	6.08		

(共同保育)					
組の人数	10人	15人	20人	25人	30人
実地 / 言語	2.2	5.3	4.1	3.0	2.9
積極 / 消極	17.1	19.5	24.3	25.8	18.4
消極的指導	4.2	4.3	4.1	5.2	6.8
積極 / 消極	4.1	4.5	5.9	5.0	2.7

#### 4. 製作の成績評定その他

制作の内容は各園によつて、れんど細工、絵画、切紙細工とちがつてはいるが、各園の組について同一内容である。そこで個々の児童の製作態度・成績について、担当保母から次のように評定してもらつた。

1. あだんより出来がわるい、
  2. あだんと交らない、
  3. あだんより出来がよかつた
- 以上の結果を各組別に平均して示すと第12表のようになる。

第12表 製作の成績

組の人数	7人	10人	13人	15人	20人	25人
単独	2.03	2.23	1.76	2.06	2.10	1.96

が最もたかい。共同保育では15人組でもつとも高く、人数が増すにつれて実地指導の占める割合は相対的に低下していくようである。尤もさきにふれたように、2才児では言語指導の規制力がよわく、且つ実地指導について

で疲労症候の訴えは約50~100%をえる傾向にあり、その増加の割合も組の人数にはば対応し第13表の結果となる。

第13表 作業前(100)から中食前にかけての症候数の増大率(%)

2才児	1人当たり受5人 もうち症候数 増大率	3才児	1人当たり受もうち症候数 増大率
142	149	170	171

共同保育では、組による差違は少いが、それでも成績評定1の子供が15人組で13多たつたのに、20人、25人組では30%に及んでいた。つまり組の人数が増えにつれて、出来ばえがふだんよりも良い方と悪い方に偏つていく傾向がある。これは保育課程の進行上あまり好ましいものではなく、保母の内面の上にも次に表現されている。共同保育の15人、20人組までは「全員大体において集中できた」が、30人組になると「集合の時から集中できない。早々とおしまいにしてアラ子が多く、時間々々でひつぱつしていくのに苦心する。とても一人一人の絵をみてやれない」とか、「材料を渡すだけで手一ぱい絵を一人見てやれない。クレヨンをひつくり返したりして混乱状態」に陥り、ついに成績評定も不可能であった。

これでみると共同保育も25人前後が限度であるような印象をうける。単独保育でも、全員中2の成績評定をうけた者が7人組の53%から、10人、13人組へかけて47%、37%と減つて、13人組では半数近くがふだんより悪い出来はえだつたのであるから、製作などでは13人組では無理であろう。

次に保母の疲労について簡単にふれたい。労研究生化学班からの詳細な報告があるので、私どもは労研式の作業後症候らべと、反応時間検査を用いた。

前者は一日の保育に入る前とお食事後(保母の中食前)に別紙「作業後症候しらべ」に記入してもらつたもので、保育開始前の症候数を100として中食前に訴えられた症候数の比率を求めたものである。午前中だけの保育

が最も高いようであるが、13人組になると成績はかなり悪化する。成績評定1(ふだんより出来のわるい)の子が、7人、10人組では何れも18%があつたのが、13人組になると40%に増大しているのである。

共同保育では、組による差違は少いが、それでも成績評定1の子供が15人組で13多たつたのに、20人、25人組では30%に及んでいた。つまり組の人数が増えにつれて、出来ばえがふだんよりも良い方と悪い方に偏つていく傾向がある。これは保育課程の進行上あまり好ましいものではなく、保母の内面の上にも次に金風船のように表現されている。共同保育の15人、20人組までは「全員大体において集中できた」が、30人組になると「集合の時から集中できない。早々とおしまいにしてアラ子が多く、時間々々でひつぱつしていくのに苦心する。とても一人一人の絵をみてやれない」とか、「材料を渡すだけで手一ぱい絵を一人見てやれない。クレヨンをひつくり返したりして混乱状態」に陥り、ついに成績評定も不可能であった。

これでみると共同保育も25人前後が限度であるような印象をうける。単独保育でも、全員中2の成績評定をうけた者が7人組の53%から、10人、13人組へかけて47%、37%と減つて、13人組では半数近くがふだんより悪い出来はえだつたのであるから、製作などでは13人組では無理であろう。

次に保母の疲労について簡単にふれたい。労研究生化学班からの詳細な報告があるので、私どもは労研式の作業後症候らべと、反応時間検査を用いた。

前者は一日の保育に入る前とお食事後(保母の中食前)に別紙「作業後症候しらべ」に記入してもらつたもので、保育開始前の症候数を100として中食前に訴えられた症候数の比率を求めたものである。午前中だけの保育

で疲労症候の訴えは約50~100%をえる傾向にあり、その増加の割合も組の人数にはば対応し第13表の結果となる。

第13表 作業前(100)から中食前にかけての症候数の増大率(%)

2才児	1人当たり受5人 もうち症候数 増大率	3才児	1人当たり受もうち症候数 増大率
142	149	170	171

共同保育では、組による差違は少いが、それでも成績評定1の子供が15人組で13多たつたのに、20人、25人組では30%に及んでいた。つまり組の人数が増えにつれて、出来ばえがふだんよりも良い方と悪い方に偏つていく傾向がある。これは保育課程の進行上あまり好ましいものではなく、保母の内面の上にも次に金風船のように表現されている。共同保育の15人、20人組までは「全員大体において集中できた」が、30人組になると「集合の時から集中できない。早々とおしまいにしてアラ子が多く、時間々々でひつぱつしていくのに苦心する。とても一人一人の絵をみてやれない」とか、「材料を渡すだけで手一ぱい絵を一人見てやれない。クレヨンをひつくり返したりして混乱状態」に陥り、ついに成績評定も不可能であった。

これでみると共同保育も25人前後が限度であるような印象をうける。単独保育でも、全員中2の成績評定をうけた者が7人組の53%から、10人、13人組へかけて47%、37%と減つて、13人組では半数近くがふだんより悪い出来はえだつたのであるから、製作などでは13人組では無理であろう。

次に保母の疲労について簡単にふれたい。労研究生化学班からの詳細な報告があるので、私どもは労研式の作業後症候らべと、反応時間検査を用いた。

前者は一日の保育に入る前とお食事後(保母の中食前)に別紙「作業後症候しらべ」に記入してもらつたもので、保育開始前の症候数を100として中食前に訴えられた症候数の比率を求めたものである。午前中だけの保育

り、その結果各課目ごとの所要時間にアンバランスができた。自由時間にい込んでいくような傾向をとり易い。

2. 2才児の逸脱行為数は、単独保育では人數と正比例的な急激な増加方を示し、共同保育では緩慢な増え方を示す。したがつて共同保育では児童一人当たりでみた逸脱の程度は15人以上で却つて減少はじめる。

3. これにたいして3才児では集団自体が大きくなるほど、一人当たりの逸脱数も増大していく傾向がある。この点児童の逸脱段階からくる集団の成熟度といつた事情を考えなければ理解できないようと思われる。

4. 逸脱を段階別にわけてみると共同保育の30人組ではそこに質的な変化がみられ、25人組と30人組の間に一つの限界といつたものが見出されるようであった。

5. 保母の指導では、年長児にみられたほどの系統的な変化はあらわれなかつたが、一部の所見では単独保育の13人未満、共同保育の25人組前後を限度とすべき印象がえられた。

6. 制作成績の評定では、単独保育の13人組では半数近くの児童がよだんより悪い成績を示し、共同保育の30人組では混乱のため成績評定が実施できぬという状況であった。

7. 保母の専ら屋へかけての疲労自覚症の訴えは、約1.5ないし2倍にふえ、その增大の程度も受もち児童数と対応する関係を示した。

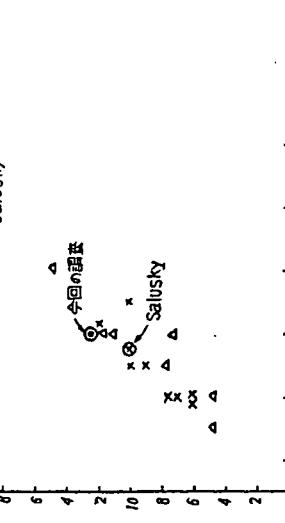
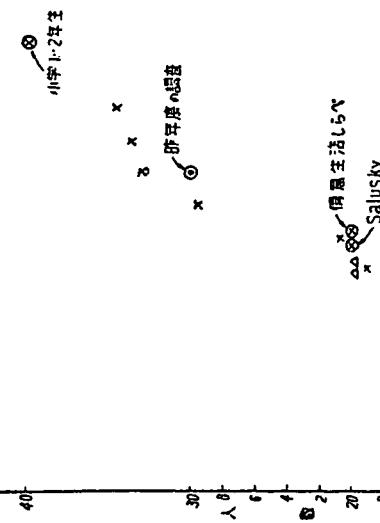
以上、一般に2才児では昨年度の年長児にみられたよだん一意的・系統的な変化があり、その結果各課目ごとの所要時間にい込んでいくような傾向をとり易い。

30人であるから、実際にはいよいよを若干下まわる数字になると思われる。

ところが昨年度調査した限りでの東京都の実態は下表の通りである。

つまり「4・5才児、30人」を上まわつているのである。これは現行の規定が、3才児以上を一括して30人としていること、にも拘らず実際には3才児では20人前後しか保育しないことのために、結局4・5才児では30人以上を保育せざるをえない実情が現わされたものと考えられる。

事実われわれの得意生活しらべの結果からも4才未満ではほぼ30人が限度であることがみられているし、またA.S. Saluskyの資料で



も4才未満の児童の自発的に形成しうる遊び集団は20人を超えないことが示されている。

したがつて3才児を年長組の4・5才児と一緒にして、30人とするには問題がある。またSaluskyによれば、1才5月～2才3月の児童では最大10人までの集団を自発的に形成しうることが観察されている。また今回調査の2才児の共同保育の限界を25人組と仮定して、これらの限界点を図にプロットしてみた。図中の△印は、保母が最大限保育可能とする限界をきとりで調べたものであり×印は実際に保育されている人数である。尚△印を(30頁図表参照)

年 令	3才	3.4才	4才	4.5才	5才	5.6才
組の入数	11～25人	11～30人	19～35人	21～41人	25～42人	20～50人
△ (平均)	18.9人	20.7人	29.5人	33.0人	33.6人	34.5人

労働医学心理学研究所	□	□	□	□	□	□	□
記入月日	昭和 年 月 日	から	性 名	姓 名	母 女		
年 齢	年 齢	職 種	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢
経験年数	年 月						

### □ 作業後症候しらべ

あなたは、仕事をおえたあととや、部屋や家に帰つてから、かにかいてあるようなことがありますか。それその間をよくよんで、自分にあたることがあれば、その間の下の〇の中に入印をつけて下さい。そんなことのないものは印をつけないでそのままにしておくこと

- 1 かるい頭痛がする。一寸頭が痛いことがある.....OK
  - 2 食慾がさっぱりなくなる。.....OK
  - 3 何もしないのにあせが出る。.....OK
  - 4 眼の下にうす黒い輪ができる。.....OK
  - 5 むねがわるく、げつぶがたり、はきけがしたりする。.....OK
  - 6 頭の中でジーンとか、ブーンとか、
- 7 みんな音がきこえることがある。....OS
  - 8 痒が出る。.....OK
  - 9 こえがしゃがれる。.....OK
  - 10 あくびをしたくなったり、よくあくびができる。.....OK

- 11 やたらにねむくなる。……………○M 40 物を書いたり読んだりする気になれない。
- 12 からだや手足のすじが時々びくびく引きつるようだ。……………○N 41 かんがえごとをするのがおつくうでいやになる。……………○V
- 13 ふつうのことをするにも、いきがきれる。……………○K 42 一人だけになつていいと思う。……………○V
- 14 体のどこかがむずむずしたり、むずかしいことがある。……………○S 43 何かしょとうすると、いろいろのことがあたまにうかんできて、こまることがある。……………○V
- 15 耳鳴がする。……………○S 44 物事や人声が、かんにきわつてうるさい。……………○E
- 16 顔やまぶたがびくびくする。……………○N 45 すぐなどなつたり、言葉使いがあらくなつてこまる。……………○W
- 17 手足を動かすのがおつくうになる。……………○W 46 人にやたらに同情してもらいたくなる。……………○E
- 18 いねむりをすることがある。……………○K 47 自分や家族の身の上がなきげなく思えたり必要以上に心配になる。……………○E
- 19 力が抜けたようを感じて、ぼおつとする。……………○W 48 気みじかになる。……………○W
- 20 きちんどすわつたり、しゃんと立つていがむすかしくじきにだらしなくなる。……………○W 49 うたを歌つたり、子供と遊んだりすることがいいやになる。……………○E
- 21 目まいがする。……………○K 50 よくうろたえたり、まごついたりする。
- 22 かい段をのぼるのが骨がおれ、つらくなれる。……………○K 51 すつかりおちつけないで、せかせかする。
- 23 しばらく目をつぶつついたい。……………○K 52 やたらに腹が立つてしまひ……○E
- 24 体をつかつたり、手足を動かすことをする。……………○W 53 物事がやたらに気になつたり、時々不安でたまらなくなることがある。……………○E
- 25 一度すわつたら、たつののがいやである。……………○W 54 人と話すときどもつたり、うまく口がきけなかつたりものを、いうのがむづかしいことがある。……………○W
- 26 ぐつたりして、すつかり元気がなくなる。……………○K 55 早く時間がたつてくれるといよいと思いか、時間のたつのがもどかしくてこまる。
- 27 体のどこかがひどくくる。……………○K 56 何かしょとうとすると、気がちつて、心がおれる。
- 28 体のどこかがひどくいたむ。……………○K 57 物音や人声などのために、気がちつてこまる。
- 29 いつもたべている物が急にきらいになることがある。……………○S 58 口の中に何もないのに変な味がする〇S
- 30 何か特別のものがやたらにたべたくなる。……………○S 59 人は聞えないといいう音が聞えたり人は見なかつたといいうものが見えた。
- 31 煙草やお菓子や食事の味が変になる〇S 60 眼をとじると小さい星がちらちら動いて見える。
- 32 立つついろいろときよらうしたり、歩くのによろよろしたりすることがある。……………○W 33 物をよくおきちがえたり、ひつくりかえしたりする。……………○V
- 34 今聞いたことをすぐに忘れたりする。……………○V 35 約束や用事をよく忘れる。……………○V
- 36 よく知っている物の名や、人の名前が中々思い出せないことがある。……………○V 37 よく物をおき忘れる。……………○V
- 38 人と話すのがいやである。……………○E 39 くつろぐことができない。……………○E

## 年少児担当保母の疲労調査成績

労働科学研究所  
育童高植泰恭

理的負担を実測しようと考えたが、保育所の事情もあり、計画を変えて、一応現状のままで、実態を調査し、そのなかから結論をみしひき出せるかどうか検討することとした。

A 調査の目的

前年度において、われわれは3才以上の児童を受持つ保母の疲労調査を実施し、その結果にもとづいて、保母1人当たり受持児数の適正限界として、現行規準30人という線にたまたま一致する値を得たことを報告した。(厚生省児童局、保育所の設備と運営—最低基準に関する研究調査報告—1955)。

今回の調査は、これと同じような目的から3才以下の年少児担当保母についても、受持児数の適正限界を生理的負担の実態にもとづいて決定しようとするために行つたものである。

1 はしがき

1 はしがき

私立A 2人で児童14名(1才6カ月～2才6カ月)

2人で児童24名(2才6カ月～3才)

私立B 2人で児童7名(1才7カ月～2才4カ月)

2人で児童18名(2才5カ月～3才)

私立C 2人で児童8名(1才～3才)

公立D 2人で児童13名(1才～3才)

4 調査時期 1956年5月

5 疲労検査の方法

以下の中には、北区私立1、新宿区私立1、世田谷区私立1、公立1、計4カ所

2 調査対象者数

下児童受持保母13名(但し内1名は早退)満3才児以上受持保母9名、園長、事務員等4名

1 調査の対象並びに方法

1 調査対象保育所

4 調査時期 1956年5月

5 疲労検査の方法

以下の項目について、週間月、土を除くいづれかの週日1日だけ勤務前と終了後検査を実施した。

1) ちらつき値(リッカー・テスト)

2) 確認調査による並波ヘモグロビン値

3) 調査条件 当初の計画としては、同一保育所内で、試験的に保母1人当り受持児童数を数段階に変更してもらい、その際の生

測定調査の結果、運動反射値、体温反応値、体温下率

氏名	年齢	経験	児童数	児年	童令	測定曜日	ちらつき値		體反射値		H.P. 値		備考		
							作業前	作業後	変動率	作業前	作業後	変動率			
浦○	24	2	6	1才6ヶ月	以下	水	26.5		40	12.6			私A		
○井	31	4	1才7ヶ月	~2才4ヶ月	金	30.7	28.9	- 5.9	30	15	12.5	12.8 + 2.3	炊事を半日程した		
○木	46	3年7ヶ月	7~2才4ヶ月	木	25.2	24.8	- 1.6	10	20	10	13.0	12.1 - 6.9	主に一人で保育した		
○塚○	22	2ヶ月	81才~3才	木	28.5	27.0	- 5.3	30	40	10	12.4	12.6 + 1.6	私B		
○地○	21	3	13才~3才	木	26.4	26.4	+ 0	50	65	15	14.1	13.4 - 5.0	私C		
○塙○	25	2年10ヶ月	13才~3才	木	27.5	23.4	- 14.9	25	45	20	13.8	14.2 + 2.8	在籍15名		
○吉○	23	2年6ヶ月	13才~3才	木	26.2	24.5	- 6.5	20	35	15	12.0	11.4 - 4.9	公D		
○平○	20	2	1才6ヶ月	~2才6ヶ月	水	29.7	27.1	- 8.8	20	25	5	12.6	12.2 - 3.1	私A	
○田○	38	6	14才~5ヶ月	水	23.1	21.2	- 8.2	30	35	5	11.0	10.5 - 4.5	私B		
○羽○	29	1年1ヶ月	18才5ヶ月	金	22.8	22.4	- 1.8	30	40	10	12.4	12.4 ± 0	数日来欠勤していた		
○丸○	24	1年6ヶ月	~3才	金	24.7	20.9	- 15.4	25	35	10	12.0	12.7 + 5.6	作業前より疲労状態にあつた		
平均	24	3	2才6ヶ月	~3才	水	31.2	26.7	- 14.4	35	30	5	13.3	12.2 - 7.3	私A	
	20	2	2才6ヶ月	~3才	水	32.5	27.6	- 15.1	45	40	5	12.7	12.2 - 3.9	早出	
						27.4	25.1	- 18.4	29	135	4	6.3	12.6	12.4 - 1.6	
加○	36	6	17	3才	木	30.1	30.6	+ 1.6	20	40	20	12.3	12.2 - 0.8	在籍18名	
○村○	27	1年1ヶ月	20	3才~4才	金	24.5	23.0	- 6.1	50	25	25	11.6	11.7 + 0.9	公D	
○津○井○	20	6ヶ月	23	3才2ヶ月	水	27.4	25.6	- 6.6	35	40	5	13.2	12.7 - 3.8	私B	
○林○	21	3	26	4才~5才	水	25.6	22.7	- 11.3	45	65	20	12.8	12.7 - 0.8	在籍30名	
○山○	25	3	27	4才~5才	水	30.9	27.2	- 12.0	40	45	5	12.8	12.4 - 3.2	私A	
○今○	26	5	29	4才	木	25.8	25.7	- 0.4	5	5	0	10.5	9.5 - 9.6	在籍31名	
○田○	24	4	30	5才	木	27.3	25.1	- 8.1	35	40	5	13.7	12.7 - 7.3	在籍34名早出	
平均	24	8	32	5才~6才	金	28.5	27.2	- 4.6	30	30	0	12.3	12.0 - 2.4	午前中は実習生と2人、午後は1人	
事務	36	13	33	5才	水	22.3	21.3	- 4.5	70	55	1	11.9	11.8 - 0.8	公D	
						26.9	25.4	- 5.6	36.7	38.3	3	1.6	12.3	11.9 - 3.3	私B
植○	43	6			水	29.4	27.5	- 6.5	35	35	0	12.3	12.0 - 2.5	私A	
○塚○	43	28			木	27.0	25.0	- 7.4	40	50	10	12.6		公D	
○辰○	45	45			木	24.4	27.2	+ 11.5	35	15	20	13.0	12.6 - 3.1	私C	
○西○	53	53			木	29.3	21.5	- 18.3	55	60	5	13.9	13.0 - 6.5	歩行して來た	

測定法は、前年度報告に記載したとおりであるから、ここには省略するが、一言ここで述べておかなければならぬのは今回は同一保育所について、週日1日だけ調査した関係から、以上の測定値は勤務前後の日間変動率として整理し、検討したことである。

勤務は同一人が毎日同様な勤務状況にあることからすれば、一日だけの測定度測定よりも、週間の勤務の経過を併せてみてゆく方が、より一層資料として充実させ得るわけであるが、今回は諸種の事情から止むを得なかつた。ただ週の初日と末日を除いて、実際には水(2日)、木、金の4日の内いづれか1日という結果になったことを附置しておかなければならない。

## 2 測定調査の成績

### A. らつき値の勤務前後変動率

勤務は一般に勤務条件—勤務の内容時間等により異なるだけでなく、通勤、睡眠その他の勤務外の条件によつても、更にまた経験の度合いや勤務者の体質体力等によつても、それぞれ一様ではないから、勤務検査の結果を個人個人についてみると、必ずしも一定の傾向を示さないことがむしろ多い。

多數の測定例を得た場合、一定の考案に従つて資料を整理することによって始めて有意義な結論をみちびきだせることになる。

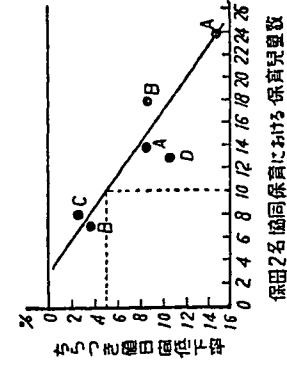
今回の場合は、1~3児童担当保母数が一保育所では少く、従つて全體の被検者数が少數に止まる場合には、決定的な結論はなかなか得られにくくと考えなければならない。

今回対象とされたところで、いずれも2名の保母が1組となり、何人かの1~3児童を協同保育していたので、すべて結果をこの2名の保母の平均値としてまとめ、受持照数

との関係でみてゆくことにする。

このような2名協同保育における平均のらつき値日間低下率でみると、図A-1のように、保育する1~3児童数の増す場合、らつき値低下率も、それと略々伴なつて増大していることが知られる。いいかえれば、保母の一日勤務後ににおける筋疲労が大脳中枢の興奮度を低下させるようにはだらいでおり、精神的にも負担がはつきり客観的に証明されると同時に、その疲労度は、当然のことながら、保育1~3児童数のふえるに応じて、階級的に増していくといふ事情がうかがわれる。

図A-1  
保育児童数と「らつき」値低下率(13才別)  
(A,B,C,Dは保育所別)



保田2名協同保育における保育児童数

年少児保育の内容をみると、保育所によつてはオムツの洗濯など肉体労働的な要素も含まれているが、どちらかといへば精神労作の性格が主体で、それに肉体労働もいくぶん加味されたものとして、らつき値の低下率の上から、負担の適正な限界を求めてみよう。大島によると、精神労働はエネルギー代謝率(労働的筋的強化)の大きさくない肉体労働の場合には、第一作業曜日のらつき値日間低下率として-5%を以て、人間にとり好ましい限界であるとされ、また人間労働の可能

な限界としては、同じく日間低下率—10%であるとされる。

この基準を図A-1において当てはめてみると、2名協同保育における児童数10名のところが、丁度ちらつき値の日間低下として、—5%に当る。従つて1—3才児の場合このあたりに、生理的負担からいうならば、その適正な限界をおいて考えることができよう。

なお各個人について、現状の疲労度をこのちらつき値日間低下度からみると、年少児担当保母の場合、最低率0から最高—15.4%，平均(12名)—8.2%となる。この点からいって、保母の疲労、とくに精神的な疲労度は現状において少くないことが知られる。

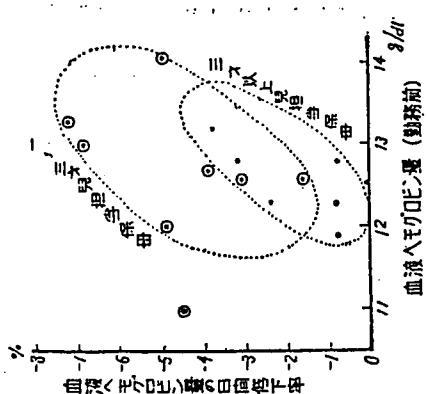
なお今回計測した3才以上の児童担当保母のちらつき値低下率は、9名の平均で—5.6%であった(最小+1.6%，最高—12.0%)

### B、血液ヘモグロビン量

血液ヘモグロビン量も一日の勤務前後では多かれ少なかれ変動をうけるもので、発汗などにより血液濃縮を高度にうけない場合には、多くは勤務後に低下する。その低下度の大きいほど勤務者の生体への負担が大きいと考えられるので、この点から結果を検討する。

まづ勤務後に血液ヘモグロビン量が低下している者について、その低下率を勤務前の血色素量との関係で、1—3才児担当保母と幼児担当保母にわけて比較することにする。図B-1がそれを示すものである。同一水道の勤務前ヘモグロビン量では、1—3才児担当者の方が低下率が大きいことがわかる。即ちこの点からいっても、年令の小さい1—3才児保育の方が、概して負担が大きいといなければならぬであろう。

図B-1 勤務前血液ヘモグロビン量とその勤務後低下率との関係(1—3才児担当保母と3才以上担当保母との比較)



35頁に疲労測定結果の一覽表をかかげておくれ。(表C-1)

### D. 疲労自覚症候と疲労部位

下表のような質問紙を用い、疲労の自覚度について記入を求めた。それについて発生頻度を算出し、日本産業衛生協会、産業疲労研究班が各箇の産業労働者について調査した全体の成績と比較すると、表D-1のようになる。

表D-1 保母の疲労自覚症候発生頻度

	日本産業衛生協会各職種労働者	前回調査者	今回調査者	今回調査3才以上担当保母
人員	6,124	19,1	12,2	9,8
身体的疲労感覚	124	28.3	34.5	17.5
心拍	124	32.5	25.8	16.6
頭痛	9	34.4	30.0	20.0

身体的、精神的、神経感覺的症状のいずれにおいても、保母の自覚症状の多いことは、前回調査でも示されたことであるが、例数の少い今回の調査でも、全く同様である。13才児担当保母についてとくに症状として多いのは、4才以上の者に記されている項目をひろつてみると、次のようなものがある。

同時に測定した3才以上児担当の保母9名の平均では、勤務前36.7°、勤務後38.3°、差は+1.6°で、殆んどこれでは體反射機能の鈍化はみとめがたい。

結局保母の仕事が、肉体的といよりも精神的な負荷の大きい性格をもつてゐるため

は、4才以上の者に記されている項目をひろつてみると、次のようなものがある。

### 自覚的症状調査表

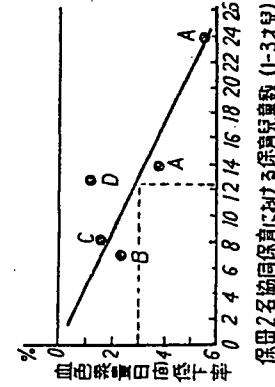
(次に示すような症状があつたら項目の中の○の中に○印を、ない場合は×印をつけて下さい。)

登校時	下校時	学年	組	氏名	職種
A		B		C	
(不使用の方を消すこと)		男		女	

(1)頭がおもい……………○ (1)頭がぼんやりする……………○ (1)頭がぼんやりする……………○

(2)頭がのぼせる……………○ (2)頭がのぼせる……………○ (2)頭がのぼせる……………○

図B-2 保育児童数と血液ヘモグロビン量の日間低下率



### C. 膝蓋腱反射閾値

1—3才児担当保母12名について、作業前の膝蓋腱反射閾値をみると、最小10°、最大50°平均29.1°、作業後のそれは、同じく15°～65°、平均35.4°で、前後差は平均+6.3°である。従つてごく軽度に體反射機能の鈍化が動作後にみられるに過ぎない。

同時に測定した3才以上児担当の保母9名の平均では、勤務前36.7°、勤務後38.3°、差は+1.6°で、殆んどこれでは體反射機能の鈍化はみとめがたい。

結局保母の仕事が、肉体的といよりも精神的な負荷の大きい性格をもつてゐるため

なるような関係がうかがわれる。

いままで多數の産業労働者について、硫酸銅法から求めた血液ヘモグロビン量の日間低下率について、その段階づけを「疲労と睡眠」という観点から試みてみると、集団として平均的にみた睡眠時間の延長(疲労恢復の必要上)を全く必要としないとみられるような限界は、日間低下として—3%が得られた。そこで、この基準をこれに当てはめてみると、

—3%のヘモグロビン量では、1—3才児担当者の方が低下率が大きいことがわかる。即ちこの点からいっても、年令の小さい1—3才児保育の方が、概して負担が大きいといしなければならないであろう。

対象例数が少いので、結論を早急にみちびきだすことは、無理と思われるが、ちらつきの日間低下率から想像された生体への負担の適正領域としての2名協同保育時10人という線とも近似するわけである。

(2)頭がいたい……………○	(2)考えがまとまらない……○	(2)目がまぶしい……○
(3)全身がだるい……………○	(3)一人でいたし……………○	(3)動作がぎこちなくなる……○
(4)体のどこかがだるい……○	(4)しゃべる……………○	(4)足もとがたよりない……○
(体のどこかがいたい……○	(4)いいちらする……………○	ふらつく……………○
(体のどこかのすじがつる	(5)ねむくなる……………○	(5)あじがかわる……………○
(5)肩がこる……………○	(6)き苦しむ……………○	臭がはなにつく……………○
(6)むな苦しい……………○	(6)気がちる……………○	(6)目まいがする……………○
(7)足がだるい……………○	(7)物事に熱心になれない…○	(7)まぶたやその他の筋がびくびくする……………○
(8)つばが出ない……………○	(8)一寸とした事がどわすれする……………○	(8)耳が遠くなる……………○
口がねばねばく……………○	(9)するほど自信がある事に違いが多くなる……………○	耳鳴りがする……………○
(9)あくびが出来る……………○	(10)物事が気にかかる……………○	(9)手足がふるえる……………○
(10)ひや汗が出来る……………○		(10)きちんとしないられない……………○

頭がまもろい (33.3%) 産業労働者にくらべて、身体的なもので

体のどこかがだるい、いたい (50.0%) も、精神的なものでも、更にまた神経感覚的なものでも、みな相当に高い。

2 疲労部位 (66.6%) 足がだるい (58.3%) つばが出ない、口がかわく (41.6%) あくびが出る (41.6%) 頭がのぼせる、頭がぼんやりする (33.3%)

考えがまとまらない、(41.6%) ねむくなる (41.6%) 一寸したことが思い出せない、どわすれる (33.3%) 目がつかれる (33.3%)

このように一般産業 (製造工業) 労働者と比較しても、保母の疲労自覚症状の頻度の大きいことは、既に疲労度の客観的な測定結果で示されたところとも一致して、主観的にも疲

次に疲労部位として訴え頻度の多いところは、頭頂部、眼部、肩胛部、大腿、膝関節、下腿、足部、上腕等である。

#### E. 調査結果の要約

以上簡単な記載ながら、1—3才児担当保母について、現状の疲労調査を行った成績をまとめみると

- 1 保母の疲労の自覚症状 頻度は、一般的のふえるに従い順位直線的に増大する傾向を示した。
- 4 ちらつき値の日間低下率から、それが—5%に当る1—3%児数を求めると、保母2名の協同保育の場合10名が得られる。また血液ヘモグロビン値の日間低下率から、その—3%に相当する1—3%児数は、同じく協同保育母2名につき凡そ1—3才児12名見当となる。生理的負担からといって好適な保育1—3児数の限界は、2名協同保育の場合、15名を超えないところに考えられるべきであらう。

## 保育園児の家庭生活の状態

武子江

茂静岡

労働科学研究所  
藤岡森本

要があるといわれなければならない。  
この調査は1956年5月に行われたものであるが、調査に当つては、対象保育園の園児、保育の方々、調査対象となつた主婦の方々の好意ある御協力をえたことを記し、感謝の意を表したいと思う、なお本稿は、労働科学研究所藤本武、岡安茂子、森岡静江の手によることを記しておく。

### 1 調査方法の概要

調査は序においてのべた調査目的にあらうように実施されたのであるが、その概要を示すと次の通りである。

- 1) 調査時期 1956年5月中
- 2) 調査保育所と調査対象 都内の山手地区にある都営の一保育所である。

本稿は、前記の2つの問題について東京都の山手にある一公営保育所をえらび、その園児の家庭を調査した結果をとりまとめたものであるが、前記の諸問題は都市、墨村で、都市といつても大都市、中小都市で、同じく東京都内でも山手と下町、公営と私営あるいは個々の保育所単位によつて若干相異するものであるから、ここで分析されたものは調査事例の範囲をこえるものではない。したがつてここに示された実態が全国の保育園児の家庭のなかでどういう地位を占めるか、という点になると全く不明であつて、それを明らかにするには、もっと数多くの調査を行わる必要があつた。

### 3) 調査事項

調査目的からみて、各戸を訪問してききました。より次の事項について調査を行つたが、くわしくは、末尾に示した調査票をみられた。

- (1) 世帯構成 世帯員の職業、過去3ヵ月間の稼働状況、勤労的収入、その他の収入（5年2～4月分）
- (2) 保育園に入つた理由、入園前後の収入、生活時間の変化、保育時間、通園方法、子供の世話を。
- (3) 住宅の状況と生活環境
- (4) 保育料その他、保育に必要な支出。

## 2 保育園の概況

調査対象は山手住宅地帯の公立A保育園である。A保育園は日華事変が太平洋戦争に移行する直前の1941年6月にA区方面館の附属施設として現在地に設置されてから、1944年に戦争の激化による一時閉鎖を経て終戦後の1947年4月再開し、1948年4月に、児童福祉法による公営保育園として確立したもので、現在保育されている児童たちは、その叔父、叔母が同園の出身者といふのがあるという古い歴史をもつている。

所在地は戦後、急速にひらかれていたA区の中心的な地区で、附近には役所、税務署保健所等があり、2駅程離れてA区第一の繁華街S町をひかえた住宅地帯である。交通は私鉄B線のS駅に近く、これとA線D駅をむすぶ道筋にあり、南北が合地になつている美しい低地帶の一帯を占めている。附近は用水も流れ、畑が残存する一方、戦時次々につくられた小工場がそのまま内容をかえて廃り(電気器具、機械部品、製薬、紙器玩具等々の零細工場) 小住宅にまじつて点在している。古い用水沿いには一部分ではあるが朝鮮部落とかベタや部落とか俗称されるバラック群もあつたり、倉庫あとで養鶏その他の

の保育所もいくつかあり、幼稚園もぞくぞく設立されているにもかかわらず、それらを通じてもA保育園に来ている子供や、指置決定まで他の私立保育園にいれられていた子供もある。(理由は、ここでは指置尼のみを取扱うこと、設備、保育方法などを比較してみてA久園を希望する保護者の多いためであるが、私立の実状が不明なので、実際の必要度はわからない。)

園児の定員は105名であるが、在籍は1956年3月末97人、乳児は定員いっぱい、3才児のみ定員不足である。組別人員は次の通り。

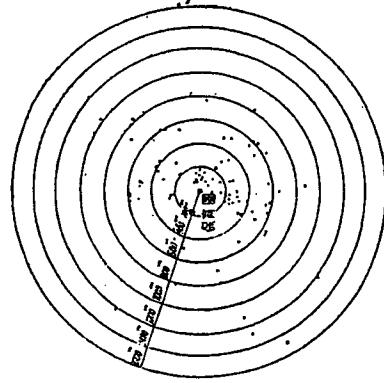
0才一歳2才の組	15人
3才組	17人
4才組	32人
5才組	33人
上記のように4組であるが、年長組の32人	が少ないせいもあり全体にうぐらいい。

給食と削減は、園庭内の7円10銭でまかなわれ、販立は保母さんが月始めにたてて、用務の婦人が加工整理にあたっている。給食には若干の動物性蛋白も加えられるが、ミルク(脱脂粉乳)の25gとビスケットや季節果実の間食を加えて規定の260calを給与するのは大分無理な様子である。燃料は今年からガスが入っている。

経費は都職員としての母娘(手取り800円～20,000円以下)をうける保母さんの人件費を除いて一・四半期に大体93,000円が都から予算として渡されているが、このうち7万円近くが金過費である。なお、公式には計算されないが、教材費、薬品代等の不足や小部分の修理用に毎月3000円が、母の会費の中から補助されている。もちろん苦しい経営ではある。

園児家庭の経済負担は、福祉事務所で決定する保育料(3ヵ月毎の決定を原則とするが二度目からの査定は厳密ではない)の他に、母の会費(1口50円であるが、運営上の要請で大部分の人が1人頭2口加入している)床屋代(理容学校生の実習による奉仕)25円床代50円～75円と臨時の注射、遠足等の費用が個人もちらである。その他には新入や新年度始めの文具代、夏冬の「上つぱり」(お揃

図一団 図児童園分布図



いでつくる)とか、午睡ふとん等が特別の食餵になつてゐる。

保育児の移動はごく少く、時々、長く、移転や保育料等が支払えないための退園があるが、指置停止によるものは殆んどないし、他内一般の傾向であるが、A保育園の場合もそのために入所の許可が去年より若干ゆるく行われているようであつた。

## 第1章 家族構成と職業

ここでは、保育園児の家族構成と職業関係についてのべ、入園するに至つた背後のな諸条件の一端を明らかにしておきたいと思う。

### 第1節 家族構成

81世帯のうち別居者をもつてゐるのは8世帯で、残り73世帯の同居人員は本來的な世帯人員と一致しているが、この同居人員の平均規模は5.01人で、F.I.E.Sの調査対象などに比べると幾分多いようである(後者は大体4.7~4.8人)。保育児を送り出す世帯では1人以上の子供が必ずいるのであるから当然ともいえるが、父母の健在する世帯では5.28人で更に多く、父の次でいる世帯が3.58人で少い。同居世帯人員の分布は表示した如く6人、4人、5人が多く、これが全体の79%を占めるが、10人以上が2世帯あることは注意してよい(この2世帯を除くとすれば、平均世帯人員は0.15人だけ低まる)。

別居者をもつ世帯は、前記の如く8世帯であるが、そのケースを示すと、父が病気のため帰省と答えたもの2、母病気入院1、家庭不和で母が別居1、兄の住入勤務2、姉の同上1、弟未熟児のため乳児園に入る1であるが、この他最近離婚したもの、並びに離婚状況にあるもの女3、男2がある。つまり、大別すると、病氣による父母の別居、家庭不和による別居、勤務のための別居の3つに分れる。

I-1表 同居世帯へ員—父—母の有無別一

人員	父	父のか、母のい、父のい、父の受けのい、ない世帯	計
2人	2人	3	3
3	4	4	8
4	18	2	1
5	16	1	17
6	19	2	23
7	5		5
8	1		1
10人以上	2		
計	65	12	3
平均(人)	5.28	3.58	5.33
		4.00	5.01

べるとはるかに高いものである。したがつてこのことだけでもこれらは世帯の実質的な生活水準は底まざるをえなくななる筈である。この217人の児童のうち、中学生は25人、小学生75、3~6才児89、1~2才児26、0才児3人となつてゐるが、乳児は今のところ預つていないから除外するとして(但し、前記の如く他に1人の乳児が乳児園にいる)1~2才児26名中入園児は14名で12名が家庭にとどまり、3~6才児89名中80名は通園し、家にいるのはわざか9名である。これによると、3~6才児の圧倒的部分は通園するが、1~2才児の半ば近いものが通園するが、これは、保育園の年少組の定員の少いこと(年少組の定員15名)が最大の理由であるが(もしそれがなければもっと多くの1~2才児が通園したと考えられる)通園しない児童をもつ母親のなかには、余り厄介をかけでない負けないといき気持から、上の子が入学したら次の子を入れようと考えているものもある。したがつて、保育園児以外に乳幼児をかかえている世帯は19世帯となるが、そういう世帯では母の體調も労働者が少く、自営業並びに家庭内労働が多いところからも、おそらく通園の必要度が相対的に低いためであろう。

また、中学生は20世帯に、小学生は49世帯に見出され、中学生、小学生のいない世帯は27であるが、中学生はともかく、下級小生の場合には、特に問題をもつてゐる。母が自営あるいは家内労働についている場合には、かかる児童の存在はある意味で幼児の遊び相手となつて母の負担を軽減する一面をもつてゐるが、母の勤務につく場合には、不安ながらも子供の相手ができるという一面があるにしても、留守中幼児を幼い姉や兄にまかすのは余りにも不安であるし、且つ下級学年にになると、本人の体の保育が必要となるほどである。かくて、学校がひけると母の監督のない世帯人員で問題になるのは、世帯内における児童数とその年令である。この81世帯の保育園児の合計は94名、1~2才児は14名、残り80名が3~6才であるが、2人をあげる世帯は13世帯で、1人だけは63世帯となつてゐる。しかしながら、これ以外に多くの乳幼児と児童が見出される。性別は無視したが、男児1人を含む世帯は12、2人の世帯は29、3人は18、4人は18、5人は3、7人が1人、6人は18、4人が多く、これが全体の79%を占めるが、10人以上が2世帯あることは注意してよい(この2世帯を除くとすれば、平均世帯人員は0.15人だけ低まる)。

別居者をもつ世帯は、前記の如く8世帯であるが、そのケースを示すと、父が病気のため帰省と答えたもの2、母病気入院1、家庭不和で母が別居1、兄の住入勤務2、姉の同上1、弟未熟児のため乳児園に入る1であるが、この他最近離婚したもの、並びに離婚状況にあるもの女3、男2がある。つまり、大別すると、病氣による父母の別居、家庭不和による別居、勤務のための別居の3つに分れる。

I-2表 学齢以下の子供の組合せ別世帯数	
1人	{ 1~2才 3~6才 3
2人	{ 1~2才 3~6才 3~6才 3~6才 3
3人	{ 0才 1~2才 3~6才 3~6才 3
4人	{ 1~2才 3~6才 3~6才 3~6才 3
5人	{ 1~2才 3~6才 3~6才 3~6才 3
7人	{ 1~2才 3~6才 3~6才 3~6才 3
合計	91

まさに遊びまわるるが、1人でさびしく数時間をすごすことも生じるのであつて、ここに、下級学童について放課後保育する必要も生じてくる。だが、そういう面では今のこところ手がまわつてはない。

これらの児童の組合せを示したのは次まであるが、このことから、どういう世帯に要育児が多いかも知られるであろう。

もたらす仕事についている。この有職率は産業の場合は除くと保育園児の家庭ならでは見出せないものであるが、無職の婦人15名の中

6名であるが、女では30才未満4名、30才7名、40才台2名となつていて、ここでの問題はその職業内容である。

68人の男子生計中心者の場合には、自営業が17、給料生活者17、常用労務者12、職人8家内労働内職6、などが主で自営業と給料生活者が多く、また家内労働、内職が多い割に日雇労働者が少く、うち失効労働者はゼロであった。また、婦人の場合には少數のために明確ではないが、家内労働内職とその他が多く、無職のものも2世帯見出される。この世帯見出分析は、この保育園が山手にあるためと考えられるが、下町になればおそらく給料生活者はへつて男女をとわざ日雇、失効労働者などがもつと多いのではないかと思われる。

I-3表 無職の婦人の状況

統柄	年令	健康状況	他	保育児以外	乳幼児
1 祖母	56才	健、家事	ナシ	ナシ	
2 母	39	健、家事	ナシ	ナシ	
3 母	37	学生	ナシ	ナシ	
4 母	34	心臓病	ナシ	ナシ	
5 母	29	健、求職中	ナシ	ナシ	
6 母	30	健、家事	2人	1人(小児まひ)	
7 母	34	健、家事	ナシ	ナシ	
8 母	42	病弱	ナシ	ナシ	
9 母	30	せん息	ナシ	ナシ	
10 祖母	56	健	ナシ	ナシ	
11 母	28	失明に近い	ナシ	1(2才)	
12 祖母	68	失明に近い	ナシ	ナシ	
13 祖母	65	高血圧(ねるほ どでない)	ナシ	ナシ	
14 姉	23	失業中	1(2才)	1(2才)	
15 祖母	59	1(2才)	ナシ	ナシ	

## 第2節 生計中心者の職業と有職者

生計中心者は男68世帯、女13世帯に分れるが、男では父が66、祖父1、兄1、女では全部母であつて、父が母の何れかが多い。この年令をみると、男の場合には、30才未満がなく、30~39才38名、40~49才24名、50~59才

6名であるが、女では30才未満4名、30才7名、40才台2名となつていて、ここでの問題はその職業内容である。

68人の男子生計中心者の場合には、自営業が17、給料生活者17、常用労務者12、職人8家内労働内職6、などが主で自営業と給料生活者が多く、また家内労働、内職が多い割に日雇労働者が少く、うち失効労働者はゼロであった。また、婦人の場合には少數のために明確ではないが、家内労働内職とその他が多く、無職のものも2世帯見出される。この世帯見出分析は、この保育園が山手にあるためと考えられるが、下町になればおそらく給料生活者はへつて男女をとわざ日雇、失効労働者などがもつと多いのではないかと思われる。

ここで、注意すべきは、給料生活者にせよ常用労務者にせよ、大企業、官公労務者が少く中小企業労務者の比率が決定的に高いこと(32名中25名)自営業でも雇人なしの場合が過半(10名中8名)を占めることであるが、その仕事の内容をみると、種々複多な職業が含まれている。詳細は附表にゆずるが、店舗ナシの自営業は5(うち商品回収業2)食料

I-4表 生計中心者の職業

自 営	業(雇人あり)	男	女
給料生活者	大企業	7	1
	中小企業	10	—
常用労務者	大企業	4	—
	中小企業	13	1
臨時工	大企業	2	1
	中小企業	10	1
日雇	大企业	2	2
	其他	—	—
職人	家内労働、内職	8	—
その他の職	ナシ	6	2
計	ナシ	1	3
	ナシ	3	2
	計	68	13

品関係の小売店7で、一歩口をかまえているものから「独立労働者」まで含まれている。給料生活者の方には事務員が多いが、常用労務者では販賣工から小学校用務員まで、職人には家具職人、大工、左官、室内労働者では機械関係の部品製造、箱上貼りなど、各種の仕事が見出される。また、その他として一般には家事手伝、飲食店手伝、家庭教師など不安定な職業を含んでいるが、室内労働には訪問関係のないことは注意しておいてよい。

前記の職業をみても分かるように、種々の階層を含んでいるが、全体的にみて収入の比較的低い職業が多いこと、更に生計中心者であつて、疾病あるいは失業中のものが男3、女2が見出されることは注意されねばならない。

これらの世帯がどのような取扱水準にあるかは、第4章をみられたい。

これに、主婦ないし他の有職者を加えた、今有職者数は154名、世帯平均で1.90名となるが、5.01人の同居世帯人員であるから、有職者率は一般労働者世帯のそれに比べると相当なものである(F.I.E.S.では1.47人)

有職者数は81世帯中、1人の有職者を含むものは19.2人のもの52、3人6、4人2、5人1となつており、2人つまり父と母の2人が有職者である場合が多い。有職率の高いのは保育園児の家庭庭として当然然であるが、この154名中、20日未満のもの29名、20日以上のもの125名で、なかには20日未満1人だけの世帯が4世帯見出される。つまり、絶人406名中、有職者154名、児童218名計372名であるから、それ以外のものはわずかに39名にすぎない。

## 第3節 母の離業

母又はこれに連するものは、81世帯中79世帯に見出されるが(2世帯はナシ)その年令分布は、30才未満17、30~39才52、40~49才8、50~59才2で、この年令からみて39才台

I-1図 同居人別有職人員

同居人	有職人員						
	ナシ	1	2	3	4	5	7
2人	2	3	—	—	—	—	3
3人	1	5	2	—	—	—	8
4人	4	4	17	1	—	—	22
5人	5	3	13	2	—	—	18
6人	6	5	14	3	—	—	22
7人	7	4	1	—	—	—	5
8人	8	—	—	—	—	—	1
計	9	10	1	1	1	1	1

これらの人々は就労日数は、20日前後、時間は1日5時間前後が多いが(最高は10時間)月間とすれば21時間~250時間、100時間前後の場合が多い。仕事の性質上、何時から何時までというようにはつきりしたときは

できなかつたが、もし保育園がなかつたとすれば、おそらくその就労時間が短縮されるることは疑ひない。(以下1—5表を参照)。

自営業従事者は15名、そのうち8名は主たる従事者、残り7人が片手間に従事するものであるが、仕事の内容は、前者は飲食店3、小売4、洋服仕立業1、後者は米配給所2、その他である。このうち店舗のある場合には(13名)その就労時間は朝7～8時から、夜は21～24時まで(主として22時)拘束をうけ、月1日の休日が唯一の休息日である。ただ店舗なしの場合には時間は9～15又は17時間で、時間的には余裕がある。このように自宅にいるという点で勤務をもつ婦人に比べると有利であるが、お客様がくるという外的な条件によつて作業が強制されるという面をもつている点ではさきの家内労働に比べ不利である。

#### 1—5 表 母の職業(母に準ずるものを持む)

他に男が見ている場合

自営業	主な従事者(店舗あり)		合計
	片手間	従事者	
給料生活者	中小企業	2	1
常用労働者	大企業 中小企業	1	—
臨時工	先付	9	—
日雇	—	1	—
家内労働	16	6	7
和伴業内職	—	—	—
その他	11	2	13
ナシ	10	3	—
学生	—	1	—
計	79	19	98

勤務は給料生活者2、常用労働者7、臨時工9、失対日雇1針19名であるが、何れも中企業が大部分で、その收入が少いだけではなく、就労時間も長いという特質をもつて

る。仕事は、常用労働者ではジニール人形製造工場2その他、学校給食係、雜役、紙箱工などであり、臨時工は、ビスケット加工5、化粧品包装工2その他であるが、何れも收入の乏しい職業が多いだけではなく、本来過長労働の多いような仕事である。例えば、常用労働者の多くは8～17時あるいは18時で就業時間は9～10時間、ときには19時までの11時間であり、給料生活者のなかでも研究所事務員で8～20時といふものがある。大体25日勤務であるが、建材工場雜役で28日といふものもある。臨時工は、8ないし9時～17時が多いが勤労日数はぐつとおち、10日、15日、20日といつたものがあり、他28日といふものが3名も見出される。ただ、ほんの片手間的な保険金人は5日で10～15時と短いだけ。

その他といふのは、保険外交員3、家事手伝5が主なもので、新聞集金係、家庭教師などがあるが、勤務に比べると身体的拘束はゆるやかであるとはいゝえ、収入が低いばかりでなく、保育園児を家において出る仕事である。家事手伝の場合には、9～17時といふのが多く、人によるところ3時間、あるいは9～22時といふものがあり、日数は15～25日でまちまちである。保険外交員は25日で9～18、あるいは19時まで、家庭教師は1日1時間の25日と回答されている。

また、ここで一言しておきたいのは、園児以外になお乳幼児をもつ場合の母の職業である。表の右欄にそれを示しておいたのであるが、19名のなかで、自営と家内労働が夫々7と6で大半を占め、常用労働者、臨時工は全くなく、職業分布が非常に片よつしている。このことから、後者の職業における就労は、保育園の存在なしに全く成立しないが、他の母代りの人方が優れない子供たちの場で保育することができるが、貧困のための収入増ににつた場合であるが、勤務が駄目ならないとか、それはかる目的で母が駄目ならないとか、その他の母代りの人方が優れない子供たちの場合のものについては必ずしもそではないと考えることができるが、家庭や仕事の内容を検討してみると給料生活者1がみられるのも、組母の実家に間借りして、祖母が面倒をみて

くれるからであり、その他、のうち1は家庭教師、1は炊事婦で前者は自室でやり、後者は〇才の乳児でそれを背負つて近所にあるパン屋の食事をつくっているのである。つまり、一般的にいえば外転的な職業と乳幼児の存在は他に有利な条件がない限り併立しえないことを物語るものといえよう。

このように、これら母の就労は、児童を保育園にあづけることによって始めて可能となる場合も多いのであるが、それ以前から開始されていたにしても、おそらく、保育自体がその雑誌を容易ならしめていること、それが何がしかの収入をもたらし、生計の維持に役立つてゐることとは疑ひないとこうである。しかしながら、これらの母の生活は、そのために過重負担となつていて、そのギセイによってえられる収入が余りにも低いこと、過重労働に従事する婦人の場合は、なお多くの問題を残しているなど検討すべき余地が残されている。これらの問題については、第3章で述べることとして、次に生計と生活環境の問題について行こうと思う。

(註) 学生というのは、母が帶業能力を高めるために、おも短大に通学するものである。

（註）生徒というのは、母が帶業能力を高めるために、おも短大に通学するものである。

## 第2章 住居と環境

「……児童はよい環境の中で育てられる」とは児童憲章の一節であるが、児童福祉法もこの環境を様々な面から保障すべきことを規定している。もともと児童が保育園に迎えられるのは、社会的経済的条件にもとづいて自宅で保育することができない事情をもつようになつた場合であるが、貧困のための収入増大する目的で母が駄目ならないとか、その他の母代りの人方が優れない子供たちの場合は、今回の調査には自営業者も含まれていることや「山手」の新開地であるA保育園の周辺と、工場地帯を近くにひかえた下町のどちらがいいだといえる。

これが考慮されている。数多い人園希望者の申込から措置決定をうけて登園することになつた腹見は、平日は8時前後から16時すぎまで又は夜母親たちの帰宅する時刻まで、たゞえ一般にいえば外転的な職業と乳幼児の不充分であつても家に放任されるよりはるかにゆきとどいた保育をうけ、子供の家としてつくられた施設ですごすことができる。しかし、日曜休日、あるいは保育園から帰つてから父母兄弟と嘗む生活の本丸は、なんといつても家庭であり、その住居環境である。我々はこの園児たちの家庭生活調査の一部として住居、すみ方、環境について若干のききとりを行つた。以下はA保育園々兒家庭がもつている住生活の概略である。(各節とも附表参照)

第1節 住居の所有種別と住居の質

まず、住宅の所有関係を見ると、持家率が最も高く約1/2の42%になつてゐる。借家と間借りはこれに次ぎ、夫々24.7%、23.5%となつていてアパート式は4.9%にすぎず、都公管は2戸で母子寮と困難者住宅であり(園児居住区域には大公管住宅群がない)給与住労働者生活動調査結果(労働省老人少年局から発表の予定)をみると、持家の多い、生じたもので、洗して広さや質のすぐれたものではないが、我々が1953年に行つた最低生活費研究調査の場合でも、低生活水準層に寄外持家が多く、かえつて階層の高い、文化生活をいとためるクラスに給与住宅の多いことがみられた。また、下町江戸川区の武蔵の下園労働者生活動調査結果(労働省老人少年局から発表の予定)をみると、持家は少く、むしろ借家が非常に多い割合を占める(全数108のうち女性34)アパート・間借りがこれに次いでいるのは、今回の調査には自営業者も含まれていることや「山手」の新開地であるA保育園の周辺と、工場地帯を近くにひかえた下町のどちらがいいだといえる。

難業別にみると自営業者の持家率は67%で高いが、店舗、事業所と住宅は一所になつての持家率も高いのである。給料生活者の内労働者は取入が比較的不安定で、しかも低賃金転業が多いため、労働者に比べ住宅をもつことは一層困難で、多くは借家か、一間きりのアパート、雑居的間借りなどしているし保険の外交、家事手伝いなど婦人の内職的な雇用関係で働く人々を含む「その他」では同じく間借り率が高い。間借りやアパートでは他人との共同生活部分が大きいのは当然で、そこでは屋童は住々にして邪魔者あつかいされ、まして高級アパートではないのだから廊下などもくらく手狭で、遊び場すらないのが普通である。

所有に次いで問題になるのは、住居の質である。此の地区が非戦災地で、戦後10年間に小住宅が群立するに適した土地柄だった(地価など)ため、本建築住宅が多く、バラック棟は全体で14世帯(17%)で各職業層に散在している。このバラックの一例では、雨もりももちろん、長雨には家中床下に浸水したようだ水たまりが出来、便所やゴミの悪臭にみち、しかも一間切りでせまく、周囲は古タタソ、古板戸などのおしつけで入口にはシロガがたれているという場合があつた。こうした「小屋」の中に幼児と小中学生が母の協力を待ちかねてゴロねをしている家庭であつたがこれらの児童の1人は問題児あつかいをうけており、保育問題の重要性についてあつたため考えさせられるものがあつた(此の世帯は母子で多子世帯に入り、母親は氣息息んえんの小企業の常用労働者であった)。こういつた極端な例を除いてみても、バラックの住宅は大体狭すぎしかも湿潤で児童たための採光など全く考慮されていないのが普通である。

今回は住宅の老朽度やたて方などは調査していないが、木造本建築ものはかなり古く戸のあけたても不自由だつたり、床がおちてしまがつたり、消防署から注意されそうな位に傾いたものなどがあり、バラックと大差ない粗雑な建設住宅もみられた。このことは、東京都内一般の傾向でもあるが、児童を保育園に送り出す家庭では、高額の費用をかけて住居を修復維持することの不可能な低收入水準層の多いことを表現しているといえよう。

なお、家主との関係をみると、親、親類といふものは6世帯で、他人が多いが、知人を含めて直立てをくつっている世帯が相当みられたことは留意しておいていい。なお、家質・地代については、第4章においてのこととする。

第2節 居住室の広さ  
室数の分布は次のII-1 図でよくわかるところ、全体の33.3%が一室居住、39.5%が2室、3室は22.2%，4室以上はわずか4例で4.8%である。平均は自営業で2.1室、給料

本建築の場合いへば、一戸建が圧倒的に多く長屋建はせいぜい二戸建であるのも下町と異なる特徴であるが、28年度の東京都内の調査でも(前出最低生活費研究)低生活水準層に長屋建が多くみられたると若干異つている。

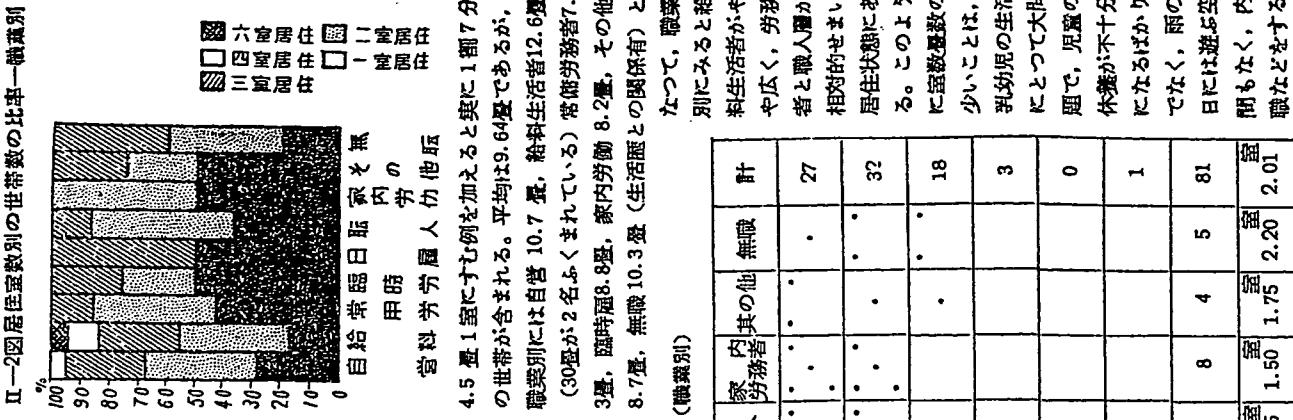
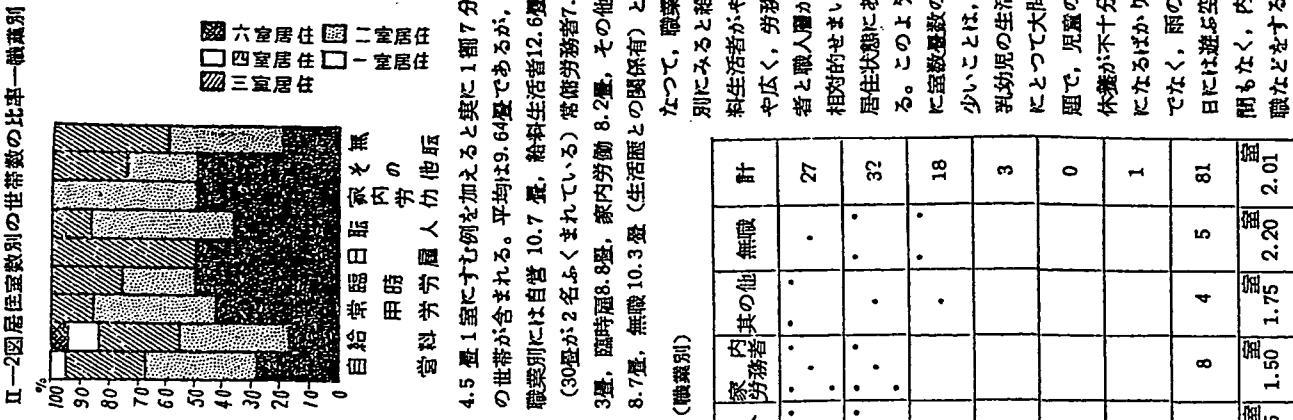
自営業では独立本建築が多いが、店舗等との併用が殆んどで一戸建併用7、2戸建併用3計10例もある。この商業住宅は経営用の品物が住居内に侵入してきて一般に「すまい」は軽視され、せまくて日光の全々入りがない場合1室居住は若干少く2室が多い多少多く、それ以上は近似する(中小工場労働者世帯は大体区内に括がつていた)。ここでは自営業者と職員層が含まれていることと、地域性によるものとみてよい。

次に総量数であるが、分布は6畳から15畳未満の間が最も多く、6～9畳未満は32.1% 9～12畳未満22.2%，12～15畳未満14.8%を占め、6畳にみたない例は14例(17.3%)最も3畳で、7.4%の世帯が4.0畳以下に住み8.7畳、無職10.3畳(生活面との関係有)となつて、職業別にみると給料生活者世帯が最も多く、6畳未満が2名ふくまれている)常勤労務者7.

生活者は2.6室と高いが、労務者層以下の不安定所得層の人々は、全部2室以下である。最高はある給料生活者の6室であるが、此の例は住客も設備家具も完備し、母親もゆとりがあり、保育園にまちがえて入つた感があるたので、例外である。こころみに他調査と比較したのがII-1表であるが、年次のはれは一応おくとして、分散のしかたが京浜中小工場労働者の場合に似ており、それに比べると1室居住は若干少く2室が多い多少多く、それ以上は近似する(中小工場労働者世帯は大体区内に括がつていた)。ここでは自営業者と職員層が含まれていることと、地域性によるものとみてよい。

次に総量数であるが、分布は6畳から15畳未満の間が最も多く、6～9畳未満は32.1%職業別には自営 10.7 畠、給料生活者 12.6 畠(30畳が2名ふくまれている)常勤労務者7.7.

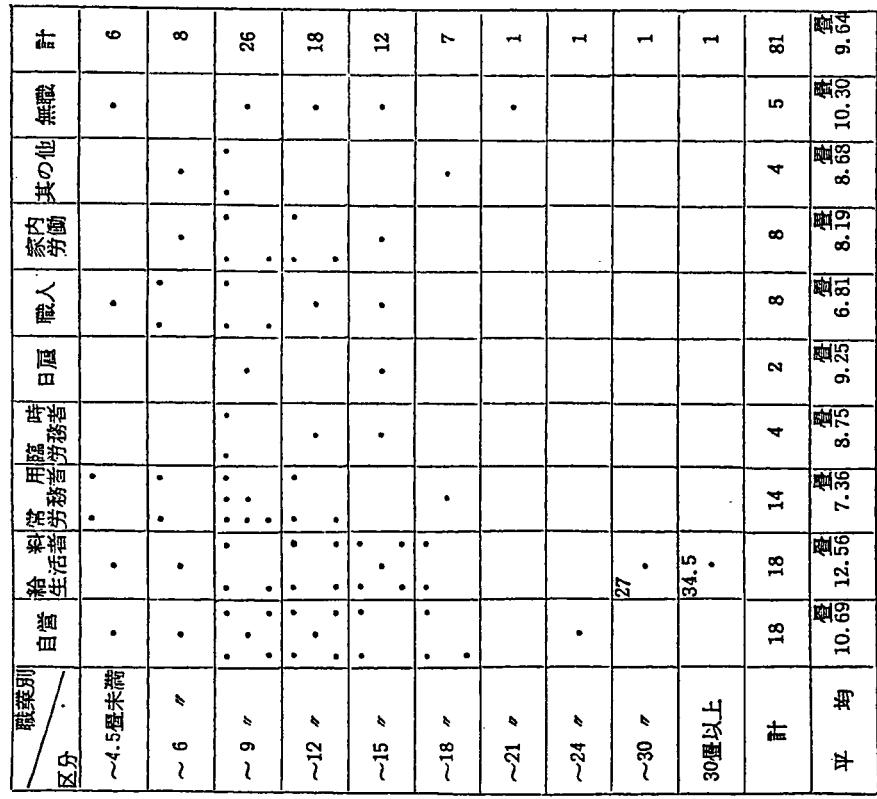
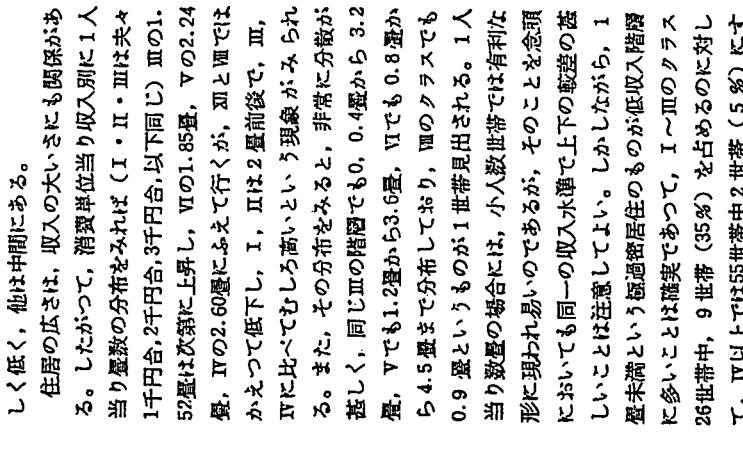
II-1図 居住室数の分布(職業別)  
占め、6畳にみたない例は14例(17.3%)最も3畳で、7.4%の世帯が4.0畳以下に住み8.7畳、無職10.3畳(生活面との関係有)と



II-3図 総量数の分布(職業別)

世帯では仕事をつづける母親のそばで叱られるながら一日をすごすのだろうが、子供にとってまことに不幸なことであるわけで、したがって保育園における毎日就寝時間の生活は児童にとっておそらく最も長い時間なのではないかろうか。

次に、住居の広さを生居する人との関係でみるとために1人当たり量数を示したのはII-4図である。衛生学的にいつても大体1人当たり3量程度が過密居住と区別する線と考えられているが、保育児童の家庭では平均すでに2.02量でその最低限度を約3分の1も下回り、分布では3量を上回るもののはわずかに19.7%で、1.5量未満が28.4%、1.5~2量未満が29.6%というように、大工場労働者よりも悪く、うざまでもなく、中小工場労働者よりも悪く、下町の下層労働者に比し若干すぐれている程度で、おそるべき過密居住が多數であることが想像できる。これを職業別にみると、臨時雇と給料生活者は12.72量と2.56量でやや高いが、常雇労働者1.46量、職人層は1.35量で甚



大工場労働者	中小工場労働者	A保育園児	大工場労働者						下層労働者						A保育園児					
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
1室	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
2室	29.0	40.4	46.0	33.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
3室	37.2	31.1	43.2	39.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
4室	23.8	19.9	10.8	22.2	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	
5室	6.5	3.6	—	3.7	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
6室	1.7	0.8	—	—	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
7室	1.5	0.8	—	—	1.2	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
8室	0.3	—	—	—	—	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
不明	—	—	—	—	—	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	

(資料) 労働調査：労働省婦人少年局資料  
a) 労働者 (1953.3月) 一部川口市を含む  
b) 下層労働者 (1954年) 一東京区内地内  
A保育園児 (1956年) 一山手地区

するときの子供の

II-6 図 消費単位当たり収入階層別 1人当たり居室面積の分布

区分	職業別	収入＼1千円								計
		自営	賃生活者	常勤用	臨時労務者	日雇	職人	家内労働	その他	
一人当り 居住面積	2.02	2.56	1.46	2.72	1.85	1.35	1.89	2.10	2.22	2.02
一人当り 居室面積	1.58	1.24	1.36	2.30	1.60	1.28	1.89	2.00	1.79	1.67
差 引	0.44	1.32	0.10	0.42	0.25	0.07	0	0.10	0.44	0.35

まず、前者では4畳以上は1世帯しか(4%)みられないのにに対して、後者では7世帯(7%)含まれている。分散が基いといふことは、やはり経済的条件と相当程度結びついているのである。

次に居室面積数であるが、これは計算時に十分な休養をとれる寝方ができるかどうか、社会道徳的にみて適当かどうかをうかがうことのできるものである。ところが、II-2表に示したように平均1人当り1.67畳で5畳に3人ねるという計算になるが、強引な広さはわずかに0.35畳で、殆んど全部の部屋が寝室に使われていることを物語つており、しかもこの水道は衛生学上からは全く不充分なものである。食事室と寝室を分離するというすみ方の最低限の要求すら多くの世帯でみたされていないのである。なおII-2表でみると1畳の差を屋間と寝室との間にもつのは給料生活者だけとなるが、若干の特例的なゆとりある広さをもつ世帯もあるので、この結果はやはり他の世帯では実際は他の職業者に近い過密度が行なわれていると思つてよい。ここで調査世帯のすみ方の例を教ケース一端を示して、園児の園外での(家庭の)生活の一端を示そう。

まずごく平凡な給料生活のなかの一人で、5人の子供の中2人の園児を送り出している家である。まわりのたてこみ方も当地としてはひどいし、家も老朽化している2室住宅で

狭い玄関に仔犬を飼つて子供に飼育をさせ、わざかなくら庭には季節の花が美しくひらき熱帯魚を飼い観察させる等、子供たちが外出がちの母娘の留守も、内職にせわしい母親の手をかりずに時間をたのしめるように心をくばついている。主婦である母が職をもつていて、場合の多い保育園児家庭では家の整理もうまく行なれないことが多いが、子供のための家庭環境をよくすることは心の中で願つていてもできかねているのが共通事情であるなかで自分たちで少しでもよい環境をつくり出そうと心がけているのが印象的であった。

自営の例で、階下、いっぽいがそば食堂、2階の室はほんの寝るだけで、食事もかまどの前の階油樽の上で手のあいたものが順ぐりたべるというあり様、つまりは、商店街の常で制限いっぱいまで道路につき出た入口からとび出すると、国道から脇道に入る角なので交通量が多く、自動車事故のない月はないという場所がら。とくにタ万など家業は目のまわる結果の場合は、その中に親子7人が法をしつつ服物買いに歩いている父と、1才が起き伏している例である。ベタヤ部落とよばれるところで、つみ木よりかはそい柱でたてられたバラックで入口にいくには、通りに面した家の横あいを体を横にして入る。隣家は一つ家のようだに窓がむききい、ねずみを飼育する業者が前となりなので何ともいえない臭氣が充満している。私営に14年とめて結果となり3年近く涼養で失職し、未だ化学薬

した、子供の幸福のためにと保育園に入れようと思いつき民生委員・福祉事務所・A保育園に日参して数ヶ月に許可されたときの喜びを涙をうかべて語っている。  
またある夫稼き労働者の家では、母が7時に帰るまで近所にすむ病院の子供の伯母看護士たのんでいるが、何より心配なのは冬期の火の始末で、燃費中にも家には火をおかず子供2人が園から帰つても別に伯母宅へゆかず、うすぐらい室の中でもちこまつているとの話である。

最もひどい過密住の例をあげると3畳に家具をねいて、その中に親子7人が起き伏している例である。ベタヤ部落とよばれるところで、つみ木よりかはそい柱でたてられたバラックで入口にいくには、通りに面した家の横あいを体を横にして入る。隣家は一つ家のようだに窓がむききい、ねずみを飼育する業者が前となりなので何ともいえない臭氣が充満している。私営に14年とめて結果最も3万私づつという

以上住居を概観しただけでも、児童が1日以上住居を概観しただけでも、児童が1日

II-2表 職業別1人当たり居室面積

区分	職業別	居室面積								計
		1畳	2~	3~	4~	5~	6~	7~	8~	
一人当り 居住面積	2.02	2.56	1.46	2.72	1.85	1.35	1.89	2.10	2.22	2.02
一人当り 居室面積	1.58	1.24	1.36	2.30	1.60	1.28	1.89	2.00	1.79	1.67
差 引	0.44	1.32	0.10	0.42	0.25	0.07	0	0.10	0.44	0.35

を生活するに好適な住生活をする家庭はきわめて少い。したがつてこの面でも保育所に収容されて年令相応の保育うけていることは、まさに妥当な状況である。只、夜間や日曜日（母は休日とは限らない）この家庭にすごすわけで、病気感染、悪徳への弱い等はなかなか避けきらず、この危険は保育所にさえもちらこまなくなる。したがつて、生活保障を完全なものにするために単に保活保障の問題だけではなく他の社会保障、社会扶助が有機的な関連の下に活用されることも切望されるのである。

る。便所の共同は住人条件に対応して職人層  
以下にその比率が高い。

3) 合 所

大部分は狭いながらも合所を専有している  
が一部に炊事場がなく、廊下、室内などで煮  
炊きをしている例もある。店の並張による場  
合(自営者)もあるが多くは間借の家庭であ  
る。共同使用は15で常備労働者に多い。火の  
危険や子供の出入が物議をかもすことも必然  
である。母親の放事のための食事も倍加する  
のである。母乳をおのと低下する一因となるの  
に、食内容を含むのが合所の不備である。

第3節 住居設備の状態

1) 入浴について

風呂場を専有する例は全体で11例にすぎないが、その殆んどは自営と給料生活者で、他の多くは町の銭湯を利用している。度々入浴ができるならば公衆浴場でもよいが、入浴代は高つき、しかも園児は1人では危くて入れないから、母親かその他大人たちの附添いが絶対に必要である。しかしその担当者も動いている限り、時間的に子供の生活時間とはずれてしまい、大人が風呂にいく時に子供は寝てしまうという事態が常に起きるので、結局、入浴も聞を起きがちになる。更には、A保

第4節 伝記附注の理據

附近的環境条件は入所順位では項目としてあげられているが重要な絶対的条件ではない。施設の立地も別にないが、A保育園辺は、一般的にはさして不良地区ではない。良好な住宅地もあれば不良住宅地区も点在する。調査は1~3表のように8項目に大別した上でその程度をみたが、かなり主観的なものである。ごく悪い◎印は「交通がはげしい」が多いが、商店街や国道筋で交通禍のたまらないことからして多くの大部分类は南側面地見のがせない。

2) 便 所

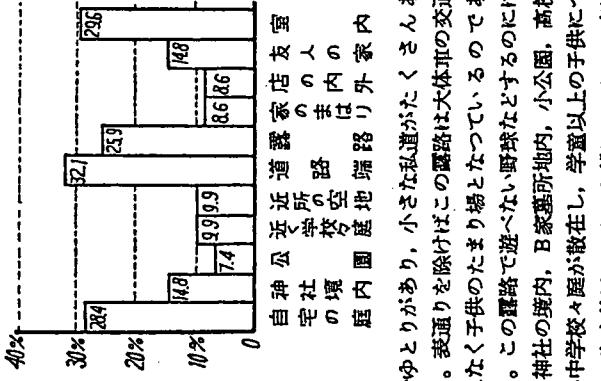
81例中の25例が便所を他人と共同に使っている。便所は乳幼児にとってしばしば危険をもたらす。(現に他の保育所で倒壊おちて半死状態になり、救急してすぐA保育園に入院した子供が在園している)。しかも日本式の共同便所は一般に暗く、子供には恐ろしいところの一つだから、在所はとくに不安であつた。

II-3表 住居附近の環境一般別、程度別  
◎はとくにひどい

業種別 程度	状況別	業種別										状況別									
		常勤者	非常勤者	用賃労務者	自営生活者	雇用労務者	時日	内職者	其の他	無職者	人労働者	内労働者	常勤者	非常勤者	雇用労務者	時日	内職者	其の他	無職者	人労働者	内労働者
家がたでこんでいる	○	7	3	4	4	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22	7
低地で湿地帯である	○	2	4	3	2	1	1	1	1	4	1	3	2	1	1	3	16	3	16	3	14
交通がはげしく危険	○	8	6	5	2	2	1	2	1	3	1	1	1	4	1	1	1	1	0	0	0
磁場など教育上不適地	○	2	1	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	14	1	1
危険な場所・不潔地有	○	1	1	4	1	1	1	1	1	1	4	2	2	1	1	2	1	1	1	13	2
間借りなどで遊び場無	○	1	4	3	4	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	18	5
住宅地として子供にも	○	1	5	2	2	.2	.2	.2	.2	.2	.2	.2	1	1	1	1	1	1	11	4	4
よくに悪い所ではない	○	1	5	2	2	.2	.2	.2	.2	.2	.2	.2	1	1	1	1	1	1	1	11	4
住宅地として子供にも	○	1	5	2	2	.2	.2	.2	.2	.2	.2	.2	1	1	1	1	1	1	1	11	4
上い、	○	1	5	2	2	.2	.2	.2	.2	.2	.2	.2	1	1	1	1	1	1	1	11	4
世帯数	世	18	18	18	18	14	14	4	4	2	8	8	4	4	5	5	5	5	5	81	81

II-4表 消費単位当たり収入別 環境の程度

日通労働者に、交通がはげしく危険というのは営業と職人に多い。その他調査事項について若干の傾向はみられるが、例数の少い場合には余り信頼度はない。また、消費単位より収入階層別にみると、収入の多い方が条件の幾分よい事項が多い。例えば「住宅地として子供によい」というのは、Ⅲ以下の11%に對して、Ⅳ以上は22%，遊び場なしは27%に對して、Ⅱ以上は22%，危険物、不潔地であるは同じく27%に對して15%、「とくに悪いことはない」というのは前者の38%にして後者は25%であるが、金体として後者つまり収入の多い層がすぐれている。ただ、収入の高い層には自営業者の多いことを反映して、家の立てごみのひどいのは、Ⅲ以下の38%に対してⅣ以上は36%で殆んど相違がなく、交通がはげしいのは前者の35%に對して49%とかえつて高くなっている。つまり、これらの住宅環境は、収入の大きさと職業とが入りまじって規制されていることが分かるが、それでもまだ



き、とり盤(81)に対する遊び場別分布

日専労労働者、父親が抜けし危険といふのは自営業と職人多い。その他調査事項について若干の傾向はみられるが、例数の少い場合には会員割合ではない。また、消費単位より収入階層別にみると、収入の多い方が条件の幾分よき事項が多い。例えば「住宅地として子供によい」というのは、Ⅲ以下の11%に對して、Ⅳ以上は22%，遊び場なしは27%に對して、15%，危険物、不潔地であるは同じく27%に對して15%で、「とくに悪いところはない」というのは前者の38%に對して後者は25%であるが、全体として後者つまり収入の多い層がすぐれている。ただ、収入の高い層には自営業者の多いことは反映して、家の立てこみのひどいのは、Ⅲ以下の38%に対してⅣ以上は36%で殆んど相異なく、交通がはげしいのは前者の35%に對して49%とかえつて高くなっている。つまり、これらの住宅環境は、収入の大きさと職業とが入りまじつて規制されていることが分かるが、それでもまだことにまちまちた条件をもつている。

園児の遊び場—自宅での  
第5節

園児は平日は、帰宅する時刻がもう夕方で、冬期などは殆んど戸外は暗くなり外遊びの機会は少ない。また、とくに年少児になる程一日保育で疲労するようで、帰宅して夕食をすませるとすぐ就寝してしまうことが多い、遊ぶとしても大人の目から見はなさないようにするために遊び場を求めて遠くへ出ることとしての「遊び」の生活は保育園にいる時間は少い。したがつて幼児生活時間の主要部分は内に充足しているともいえるのである。しかし、逆にいえば、家庭附近に安全性があれば保育園に入れずにすむことも考えられるのだから、土曜、日曜の遊びの出来る場所についても若干考察してみる必要がある。

園児の居住地域は一般的には住宅地域で、都心又は工場街に比べて住宅の間隔が多

第3章 收入と保育料負担

第1節 収入

前述した職業内容からみて、園児の家庭の収入は一般水道に比へ相当程度低いと推定されるのであるが、ここではきとりによる実収入について分析してみよう。

(註) ここで示した収入は、きとりにもとづくものであるから、必ずしも正確でない。しかしながら、できる限りくわしく、個人毎に職業と日収、就労日数をききとつて1カ月収入を計算するとか、その他の収入を財産収入、家賃代、出送り受け、社会保険、生活保護などの項目に分けてきとするなどし、最後にそれらを合計して一家の所得を計算する方法をとつたので、本人の回答に意識的なツンがない限り、大体のところはおさえられたものと思う。但し、おそ

ているわけではなく、自家を中心いていつも答を出している。そのうちどんな遊び場の利用度が高いかを示すために、事例別に分布をとつて開査対象全般に対する割合をみたのが(II-5表及びII-7図)である。

全体をみると、道路端の32.1%が最も多く、露路も若干交通量は少く危険は道路より小さいが25.9%の人の答に出ている。この両者は全く遊び場ではないので、適当な脇もともない幼児のやむをえない遊び場になつているわけである。室内は雨の日や暗くなつてからは当然だが、29.6%の答は年少児や間借りの例に多いようである。自宅の庭が遊び場になるのは幸福といわれねばならない。ここで28.4%の答がみられるのは前述のように、この居住地区が新開の住宅地であるためである。ただし何十坪もある例は全くみられないのであつて

第3章 收入と保育料負担

第1節 収入

前述した職業内容からみて、園児の家庭の収入は一般水道に比へ相当程度低いと推定されるのであるが、ここではきとりによる実収入について分析してみよう。

(註) ここで示した収入は、きとりにもとづくものであるから、必ずしも正確でない。しかしながら、できる限りくわしく、個人毎に職業と日収、就労日数をききとつて1カ月収入を計算するとか、その他の収入を財産収入、家賃代、出送り受け、社会保険、生活保護などの項目に分けてきとするなどし、最後にそれらを合計して一家の所得を計算する方法をとつたので、本人の回答に意識的なツンがない限り、大体のところはおさえられたものと思う。但し、おそ

ているわけではなく、自家を中心いていつも答を出している。そのうちどんな遊び場の利用度が高いかを示すために、事例別に分布をとつて開査対象全般に対する割合をみたのが(II-5表及びII-7図)である。

全体をみると、道路端の32.1%が最も多く、露路も若干交通量は少く危険は道路より小さいが25.9%の人の答に出ている。この両者は全く遊び場ではないので、適当な脇もともない幼児のやむをえない遊び場になつているわけである。室内は雨の日や暗くなつてからは当然だが、29.6%の答は年少児や間借りの例に多いようである。自宅の庭が遊び場になるのは幸福といわれねばならない。ここで28.4%の答がみられるのは前述のように、この居住地区が新開の住宅地であるためである。ただし何十坪もある例は全くみられないのであつて

らく実態に比し幾分か低いであらうか。

1) 生計中心者の勤労的収入

生計中心者の勤労的収入は次図に示した如き分布を示している。自営業の場合には、主婦を含む世帯員の補助をえてえられた収入であるから、生計中心者1人だけの収入とみるとことはできないが、この自営業の平均収入は21,550円、18世帯のうち12が2万円以上で、最高は32,400円となつている。ただ他方に1万円未満のものが2例みられ、うち1件は4500円となつているが、後者は施品回取を業とする本人の収入のみを示している。したがつて、通常の自営業では2万円以上の所得があるものと考えてよいが、実際には前記の數値よりも少し多いのであらう。

他の職業では、その平均額は仰れても1万5千円にみたないが、やや多いのは給料生活者の14,933円、次が常用労務者の12,596円、3位が家内労働者の10,046円、4位が職人の9,762円で、臨時工、日雇、その他になると更に低く、最低は日雇の5,250円である。何れも男女を合せたものであるが、男と女で大差があり、女の場合にはぐつと低いところに分布している。いま、自営以外の世帯の収入分布をみると、無職を含めて、63人中、ナシが7、4千円未満8、8千円未満11、1万2千円未満10、1万6千円未満14、1万8千円以上11となつており、相当幅広く分布しているが、婦人の場合には殆んど4千円未満で分布する。この数値は、幾分過少評価されたものであろうが、一般の世帯に比べて、収入が甚しく低いことは争えない。例えば、F.I.E.S.の東京都分をみると、職員世帯の世帯主本業収入は30,694円で、われわれの調査対象の約2倍、労務者の場合には18,248円で、同じく1.45倍となつており、較差は職員の場合において甚しい。しかし、臨時工、日雇を加えるとすれば、労務者の平均は10,792円におち、1.69倍に聞きが大きくなる。このように、保育園児の父母の比率が一般水準に比べはるかに劣るのは一目瞭然である。

F.I.E.S.ではや高齢者が多いいためでもあるが、何より保育園児世帯の特色を考えてよい。というものは、もしその収入が多いとすれば、配偶者である母がせわしい思いをして子供を都営の保育園にあづける必要度は決して高くはないからである。

2) 母の収入(母に準ずるものと含む)

母の職業による収人は、自営業の家庭從事者の場合には明らかにできないが、残りの55人のうち、1人を除くと1万円にみたす(この1人は魚小売商を経営する婦人で28,000円の収入をえている)。一般に零細をきわめ、その平均則は例外を加えて3,472円それを除くと3,018円で、その収入がさきの生計中心者たる婦人の場合に比べて一層低劣であることが知られる。本人の職業別にみると、給料生活者は7千円以上、常用労務者は大体6千円以上であるが2名だけ3千円台、臨時工はすべて6千円未満で1,550円～5,080円まで分布し、4千円以上と3千円以下の2つのグループに分かれている。これら3職業は、勤務的職業とみなすことができるが、平均値は、給料生活者8,255円、常用労務者5,799円、臨時労務者3,288円と低下してゆき、最後のものは家内労働者の水準に近く。

ここで家内労働者と一括したなかには、それ以外の内職をも含んでいるが、取入あるもののだけの平均はわずかに1,643円で、最高でさえ4千円にすぎず、3千円以上も若干みられるも、1千円にみたすい世帯が10人にも達している。したがつて、最後の層になると、保育料さえまかねない場合も生じうるのであって、多くの問題点を度すものである。

「その他」というのは誰多なものと含んでいて、最も高いのは5千円、最低は1千円の巾をもつていて、平均は2,717円で、臨時労務者と家内労働者の中間に位する。

III-1 図 生計中心者の勤労的収入

	自 営	職 員	常 用 労 務 者	臨 時 労 務 者	日 雇	職 人	家 塵	勞 動 者	内 そ の 他	無職	計
ナ シ	・	・	・	・	・	・	・	・	○○	・	7
～2,000円									○・	○	4
2,000円～		・			・	・	・	○	○	○	4
4～	・	・	○○	・	・	○	・	・	・	6	
6～		○ ○	・	・	・	・	・	・	・	6	
8～	・	・	・	・	・	・	・	・	・	6	
10～		・	・	・	・	・	・	・	・	5	
12～	・	・	・	・	・	・	・	・	・	10	
14～		・	・	・	・	・	・	・	・	7	
16～	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2	
18～		・	・	・	・	・	・	・	・	1	
20～	・	・	・	・	・	・	・	・	・	12	
24～	・	・	・	・	・	・	・	・	・	3	
28～	・	・	・	・	・	・	・	・	・	6	
32～	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	
計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	81	
平 均	21,550	14,933 (13,274)	12,596	7,225	5,250 (8,542)	9,762	10,046	4,375	200 (12,467)		

以上を総括すると、55世帯のうち、1千円満11、3～4千円未満8、4～5千円未満6未満が10、1～2千円未満9、2～3千円未満といふように分布し、これまでで全体の5分